

研究開発評価部会からの報告

目次

資料 6-1-1	科学技術戦略推進費及び科学技術振興調整費による実施 プロジェクトの評価の進め方について	1
資料 6-1-2	平成 24 年度科学技術戦略推進費による実施プロジェクトの 評価の実施について	5
資料 6-1-3	平成 24 年度科学技術戦略推進費による実施プロジェクトの 評価スケジュールについて	21
資料 6-1-4	追跡評価の実施について	22
資料 6-2	科学技術戦略推進費「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策 技術等を実用化するプログラム」の再審査の進め方について	31
資料 6-3	科学技術振興調整費による実施プロジェクト等の 評価の実施について	39

平成 24 年 7 月

研究開発評価部会

科学技術戦略推進費及び科学技術振興調整費による

実施プロジェクトの評価の進め方について

平成13年7月18日決定
平成17年8月4日改正
平成23年8月24日最終改正
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
研究開発評価部会

1. 評価の基本的考え方

科学技術戦略推進費（以下「推進費」という。）により実施する事業を一層総合的かつ効率的に推進する観点から、総合科学技術会議の定める「科学技術戦略推進費に関する基本方針」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に沿って、推進費による実施プロジェクトの適切かつ厳正な中間評価、事後評価及び追跡評価（以下「プロジェクト評価」という。）を行う。推進費は、総合科学技術会議が各府省の施策を俯瞰し、それを踏まえて立案する政策を実施するために必要な施策に活用するとされている。そのため、プロジェクトの評価に当たっては、科学的・技術的観点のみならず、総合科学技術会議が策定する実施方針に定められたプログラムの趣旨、目的等を十分に踏まえ適切に実施するものとする。また、プロジェクト評価の実施に当たっては、その信頼性を高めるために評価の質の高度化を図るとともに、効果的・効率的なシステムの構築に努めることとする。なお、科学技術振興調整費（以下「調整費」という。）で実施されたプロジェクトについても、総合科学技術会議の方針等に基づき決定された経緯があることから、準じた考え方とする。

2. 評価の目的

評価は、研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担うものである。このため、厳しく評価を行うとともに、その評価を通じて、創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育て、また、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出することにより、優れた研究開発の効果的・効率的推進を図ることが期待される。

プロジェクト評価は、こうした評価の意義を踏まえつつ、実施プロジェクトの計画の進捗度、目標の達成度等を評価し、その結果を実施プロジェクトの改廃やプログラムの評価・設計、今後の実施方針の策定等に反映させ、効果的・効率的な活用を確保するとともに、その活用について国民に説明する責務を果たすことを目的とする。

また、推進費は、将来の新たな施策や研究開発のシーズとなって発展する等の政策誘導効果の高い施策に活用されるものであることから、そのプロジェクト評価は、推進費により得られた成果を我が国の科学技術に関する施策等に幅広く反映させることを目的とする。

3. 評価対象プロジェクト

- (1) 原則として、調整費（ただし、先端融合領域イノベーション創出拠点の形成プログラムを除く）及び推進費によるすべての実施プロジェクトを評価対象とする。ただし、実施プロジェクトのうち、実態の把握に係る調査に関するもの等については、実施者からの報告書の提出をもって評価に代えるものとする。
- (2) 各年度における評価対象プロジェクトは、別途、研究開発評価部会（以下「部会」という。）で定める。

4. 評価時期及び検討事項

(1) 中間評価

- ① 中間評価は実施プロジェクトのプログラムにおいてあらかじめ定められた時期に実施する。
- ② 中間評価においては、当該実施プロジェクトに関し、計画の進捗度、中間的な成果の価値等についての検討を行うとともに、これらを踏まえ、次年度以降の継続の可否、研究内容の見直しの要否等についての検討を行う。なお、必要に応じて、進展の激しい研究開発については柔軟に研究計画を変更することを提言するとともに、さらに研究が一層発展するよう助言するなど、新しい研究の展開に向けた指摘を行う。

(2) 事後評価

- ① 事後評価は、原則として実施プロジェクトの終了年度の翌年度に実施する。ただし、プログラムごとに事後評価時期を別途定めている場合はその時期に実施する。
- ② 事後評価においては、今後のプロジェクトの選定、制度の見直し、運用の改善等に適切に反映させることを目的として、目標の達成度、成果の価値等についての検討を行う。

(3) 追跡評価

- ① 追跡評価は、実施プロジェクトの終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、直接の成果（アウトプット）から生み出された効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することを目的として、必要に応じて実施する。
- ② 追跡評価については、あらかじめプログラムごとに実施時期が定められている場合はその時期に実施することとし、特段の定めがない場合は、プログラムの趣旨、実施プロジェクトの内容等を勘案して、適切な時期に実施する。

5. プロジェクト評価の方法

- (1) プロジェクト評価に当たっては、評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・基準、評価過程、評価手段等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対してあらかじめ周知する。また、実施プロジェクトに係る分野又は領域に関する豊富な知見を有する外部専門家や、科学技術システム改革、研究開発マネジメント等に関する豊富な経験・知見を有する外部有識者による評価を原則とする。このため、専門家及び有識者からなる委員で構成される評価作業部会を部会の下に設置する。評価作業部会は、プログラムオフィサーの協力（プロジェクト評価の実施に当たって必要となる情報の提供等）を得て、プログラムの趣旨、目的等を踏まえ、科学的・技術的な視点や社会的・経済的な視点からの調査・検討を行い、その結果を部会に報告する。部会は、評価作業部会からの報告を踏まえ、総合的な視点で検討を行い、評価結果をとりまとめる。
- (2) あらかじめ設定した目標に対する達成度等を評価することを基本とするが、必要に応じて、プログラムごとに定められた評価項目全体を平均的に判断するばかりでなく、場合によっては優れている点を積極的に取りあげる。また、失敗も含めた研究の過程や計画外の事象から得られる知見、研究者の意欲、活力、発展可能性等にも配慮する。さらに、被評価者が達成度を意識するあまり当初の目標を低く設定することがないように、高い意義を有するプロジェクトに挑む姿勢を考慮する。
- (3) 評価結果のとりまとめに当たっては、被評価者に意見提出の機会を与え、評価プロセスにおける評価者と被評価者のコミュニケーションの確保を図ることとする。なお、被評価者から提出された意見は、事実誤認等の確認や、今後の評価方法等に反映することとする。
- (4) 予算規模が小さい実施プロジェクトの評価は柔軟に対応する。
- (5) プロジェクトの実施に当たってアウトリーチ活動が行われている場合は、成果のみならず、そうした活動についても考慮して評価を行うこととする。
- (6) 国民の安全確保等の観点から機密保持が必要な場合は、(1)の方法によらず、情報管理の一層の徹底を図るなど、特段の配慮を行うことにより適切な評価方法をとることとする。

6. 評価の観点・基準

- (1) プロジェクト評価に当たっては、独創性、革新性、先導性、発展性等の科学的・技術的意義に係る評価（科学的・技術的観点からの評価）と文化、環境等も含めた国民生活の質の向上への貢献や、成果の産業化等の社会・経済への貢献に係る評価（社会的・経済的観点からの評価）を区別し、プログラムの趣旨等に応じて適切な評価を行う。
- (2) プロジェクト評価は、対象プロジェクトの必要性（重要性、緊急性等）、有効性（成果の有効性等）、効率性（実施方法、実施体制の効率性等）等の観点から行う。

- (3) 評価基準については、設定された各評価項目についての判断があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。評価基準の設定に当たっては、研究開発等の質を重視することとし、特に科学的・技術的観点からの評価基準については国際的水準等を基本とする。

7. 評価作業部会におけるプロジェクト評価の進め方等

- (1) 評価作業部会の構成、評価作業部会における評価対象プロジェクト及び具体的なプロジェクト評価の実施方法等は、評価対象プロジェクトの分野等を勘案して、毎年度部会で定める。
- (2) 評価作業部会に属する委員（主査を含む。）は、部会長が指名する。委員の選任においては、評価の客観性を十分に保ち、さまざまな角度・視点から評価を行うために、年齢、所属機関、性別等に配慮するとともに、プログラムオフィサーからの推薦を基本に、各プログラムの趣旨等に応じて、民間人、若手研究者、外国人等を含め幅広く選任する。
- (3) 評価の中立性を十分に保つため、評価対象プロジェクトに参画している者は委員となることができないこととするなど、原則として評価対象プロジェクトの利害関係者が当該プロジェクトの評価に加わらないよう留意することとし、その利害関係者の範囲については部会で定める。
- (4) 被評価者に不利益が生じることのないよう、評価者及びプログラムオフィサーには評価内容等に関して守秘の徹底を図る。

8. 評価結果の取扱い

総合科学技術会議へ報告対象となるプロジェクト評価の結果は、総合科学技術会議に報告した上で、被評価者に通知するとともに、個人情報や知的財産の保護に配慮して公表する。

また、評価結果は、実施プロジェクトの改廃や、プログラムの評価・設計、今後の実施方針の策定等に反映させるとともに、適切な審査の実施に活用する。

9. その他

その他、プロジェクト評価の進め方について必要な事項は部会が定める。

平成 24 年度科学技術戦略推進費による 実施プロジェクトの評価の実施について

平成 24 年 4 月 18 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
研究開発評価部会

1. 評価対象プロジェクト・評価項目

平成 24 年度は、以下のプログラムで実施されたプロジェクトのうち、本年度に評価を実施することとされている 51 プロジェクトについて、プログラムごとに定める評価項目に従って中間又は事後評価を実施する。(評価対象プロジェクト一覧、プログラムごとの評価項目及び評価の視点はそれぞれ別添 1、別添 2 のとおり。)

(本年度の評価プロジェクトが含まれるプログラム)

- ・ 気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システム改革のプログラム
- ・ 健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム
- ・ 地域再生人材創出拠点の形成
- ・ 科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進
- ・ 戦略的環境リーダー育成拠点形成
- ・ 国際共同研究の推進(先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究)
- ・ 重要政策課題への機動的対応の推進

2. 評価の実施体制

- (1) 平成 24 年度の中間及び事後評価の実施に当たっては、研究開発評価部会(以下「評価部会」という。)の定める「評価の実施について」に基づき、文部科学省より事務委託を受けている科学技術振興機構が、外部有識者からなる評価作業部会(以下「作業部会」という。)を設置・運営し、評価を実施する。
- (2) 作業部会の構成については、評価対象プロジェクトの取組内容や専門性、研究分野等を勘案し、下記のとおり、7 の評価作業部会を設置することとし、作業部会の構成員については別添 3 の基準により評価部会長が指名する。また、作業部会には、科学技術戦略推進費(以下「推進費」という。)に係るプログラムオフィサー(以下「PO」という。)が「主査補佐」として参画し、作業部会主査の議事運営を補佐するとともに、これまでのプロジェクト管理等で得られた情報を含め、作業部会における必要な情報を提供する。

平成 24 年度に設置する作業部会と評価対象プロジェクト

評価作業部会	評価対象プロジェクト
(1) 気候変動対応社会創出評価作業部会（中間 4）	・気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム（中間 4）
(2) 健康研究成果実用化加速評価作業部会（中間 6）	・健康研究の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム（中間 6）
(3) 地域再生人材創出拠点形成評価作業部会 18 プロジェクト（事後 12、中間 6）	・地域再生人材創出拠点の形成（事後 12、中間 6）
(4) 国際政策対話評価作業部会（事後 4）	・科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進（事後 4）
(5) 戦略的環境リーダー育成拠点形成評価作業部会 5 プロジェクト（中間 5）	・戦略的環境リーダー育成拠点形成（中間 5）
(6) 国際共同研究推進評価作業部会 11 プロジェクト（事後 11）	・国際共同研究の推進（先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究）（事後 11）
(7) 重要政策課題評価作業部会 3 プロジェクト（事後 3）	・重要政策課題への機動的対応の推進（事後 3）

3. 評価の実施方法

中間及び事後評価の実施方法は、原則として以下の手順に従うものとする。

- (1) 被評価者は、実施プロジェクトによって得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、電子媒体にて事務局に提出する。この資料は評価に用いる資料として、事務局が評価作業部会委員等に送付する。
- (2) 事務局及びPOは、提出された成果報告書の確認を行い、必要があると判断した場合は、被評価者に対して成果報告書の修正を求めることができる。
- (3) POは、作業部会における評価の実施を支援する観点から、評価対象プロジェクトの成果報告書を分析し、必要があると判断した場合は、資料の追加・補完を求めることができる。
- (4) 主査補佐は、作業部会前に、当該作業部会委員に対し、評価方法やプログラム趣旨の事前説明に加え、成果報告書の不明点等の確認方法、メールレビューの位置づけ等について十分な説明を実施する。
- (5) 作業部会委員は、書面査読を行い、不明点等を事務局で回収する。回収した内容を作業部会主査・主査補佐で精査し、「事前確認事項扱い」及び「ヒアリング留意点扱い」に分類する。

例：実施内容のうち調整費及び推進費で行われた範囲が不明確なプロジェクトについては、当該内容を明らかにする資料（申請時の技術レベルまたは推進費によって取り組んだ内容等）の提出を求める 等

- (6) 「事前確認事項扱い」となったものは、作業部会前までに被評価者に回答を求め、その回答を委員に送付する。また、「ヒアリング留意点扱い」となったものは、作業部会前に事務局から被評価者に伝達し、回答をプレゼンテーションに盛り込む

ことを依頼する。

- (7) 成果報告書の不明点等の内容の回収と合わせて、メールレビューの必要性の有無を情報収集し、作業部会主査・主査補佐で精査し、その結果に基づきメールレビューの要否を決定する。

メールレビューを依頼する知見者については、主査補佐が候補を取りまとめ、作業部会主査が決定する。

なお、メールレビュー委員の選定及びメールレビューの実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- イ 評価対象プロジェクトの参画者でないこと。
- ロ 4.(2)の利害関係者に該当する者でないこと。
- ハ POでないこと。
- ニ 当該作業部会の委員以外の者であること。

- (8) (7)によりメールレビューを行うこととなった場合には、作業部会前までにメールレビューを実施し、その結果を作業部会で主査補佐から説明を行う。
- (9) 作業部会の進行・取りまとめは作業部会主査が行い、当該業務を主査補佐が補佐する。また、主査補佐はプロジェクト管理等を行う中で得られた情報を作業部会に提供する等、作業部会における適切な審査に必要な情報を提供する。
- (10) 作業部会においては、以下の内容を主とする。
- ① 評価の実施方法について確認を行う。
 - ② 成果報告書、「事前確認事項扱い」の事項の回答等を議論し、ヒアリングにより明らかにすべき点等を整理する。
 - ③ プロジェクトごとに被評価者からヒアリングを行い、評価結果を決定する。
- (11) 作業部会は、評価結果報告書を取りまとめ、それを作業部会主査から評価部会に報告する。
- (12) 評価部会は、作業部会からの報告を踏まえ、評価結果を決定する。
- (13) なお、主査、主査補佐の判断により、(4)及び(5)を第一回作業部会として、実施することも可能とする。その場合において、(10)は第二回作業部会として開催するものとする。

4. 利害関係者の範囲

評価対象プロジェクトの利害関係者の範囲は、プログラムに応じて以下のとおりとする。

- (1) 評価対象プロジェクトに参画している者は、当該プロジェクトを評価する作業部

会委員となることができない。

(2) 評価部会委員、作業部会委員が以下のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトの評価を行うことはできない。

- ① 実施機関と同一の機関（*）等に所属する者
- ② 被評価者(実施プロジェクトの代表者)と親族関係にある者
- ③ 実施プロジェクトの研究運営委員会、評価委員会等の委員
- ④ 「国際共同研究の推進」における参画機関と同一の機関に属する者

なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、当該プロジェクトの評価を行わない。

(*) 具体的な範囲は以下のとおり。

- 「国際共同研究の推進（先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究）」の場合
 - ・ 大学・大学共同利用機関にあっては、同一の学部、研究科、研究所
 - ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人においては、同一の研究所、研究部門
 - ・ 国立試験研究機関、その他の機関にあっては、同一の機関（民間企業においては、同一の企業）
- 「気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム」、「健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム」、「地域再生人材創出拠点の形成」、「科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進」及び「戦略的環境リーダー育成拠点形成」の場合
 - ・ 当該プロジェクトを実施する組織・機関
- 「重要政策課題への機動的対応の推進」の場合
 - ・ 当該プロジェクトを実施する代表組織・機関

(3) POに関する利害関係者の範囲については、作業部会委員に準ずるものとする。

(4) この他、利害関係者に相当するかが明らかでない場合は、作業部会において協議し、判断することとする。

平成24年度中間・事後評価対象プロジェクト一覧

気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム

中間	森と人が共生するSMART工場モデル実証	気候変動対応社会創出 評価作業部会
	明るい低炭素社会の実現に向けた都市変革プログラム	
	グリーン社会ICTライフインフラ	
	気候変動に伴う極端気象に強い都市創り	

健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム

中間	多能性幹細胞由来移植細胞の安全性評価研究	健康研究成果実用化加速 評価作業部会
	免疫難病治療のための次世代型抗体医薬開発	
	歯延命化をめざす歯髄再生実用化の隘路解消	
	患者別に機能発現する階層構造インプラント	
	迷走神経刺激による心不全治療の最適化	
	iPS由来再生心筋細胞移植の安全性評価	

地域再生人材創出拠点の形成

事後	宇宙映像利用による科学文化形成ユニット	地域再生人材創出拠点形成 評価作業部会
	環境管理修復・地域資源活用人材養成ユニット	
	ホールマネジメントエンジニア育成ユニット	
	徳島県南のLED関連技術者養成拠点の形成	
	海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生	
	元気なら組み込みシステム技術者の養成	
	十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成	
	21世紀型ものづくり人材岩手マイスター育成	
	「能登里山マイスター」養成プログラム	
	みなまた環境マイスター養成プログラム	
	ながのブランド郷土食	
石川伝統工芸イノベータ養成ユニット		
中間	企業を牽引する計算科学高度技術者の養成	地域再生人材創出拠点形成 評価作業部会
	災害科学的基礎を持った防災実務者の養成	
	朱鷺の島環境再生リーダー養成ユニット	
	森の国・森林環境管理高度技術者養成拠点	
	せんだいスクール・オブ・デザイン	
	被ばく医療プロフェッショナル育成計画	

科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進

事後	e-アジア国際シンポジウム2011(The e-ASIA International Symposium 2011)	国際政策対話促進 評価作業部会
	STSフォーラム(Science and technology in Society forum)	
	地震・豪雨地帯の斜面災害危険度軽減に資する科学技術推進のための長期戦略企画国際集会	
	宇宙開発利用の持続的発展のための“宇宙状況認識(Space Situational Awareness: SSA)”に関する国際シンポジウム	

戦略的環境リーダー育成拠点形成

中間	東アジア環境ストラテジスト育成プログラム	戦略的環境リーダー育成拠点形成 評価作業部会
	生態系保全と人間の共生・共存社会の高度化設計に関する環境リーダーの育成	
	未来社会創造型環境イノベータ育成	
	地下水環境リーダー育成国際共同教育拠点	
	国際エネルギー・資源戦略を立案する環境リーダー育成拠点	

平成24年度中間・事後評価対象プロジェクト一覧

国際共同研究の推進(先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究)

事後	鳥インフルエンザ治療薬の国際共同開発研究	国際共同研究推進評価作業部会
	コンクリート構造物のLCM国際標準の確立	
	次世代低環境負荷白色光源の開発	
	東アフリカ稲作振興のための課題解決型研究	
	アジアにおけるヘリコバクター・ピロリ菌の分子疫学研究	
	自然放射線被ばく研究ネットワークの構築	
	熱帯作物分子育種基盤構築による食糧保障	
	アフリカにおける「顧みられない熱帯病(NTD)」対策に資する多重感染症の一括診断法の開発	
	アジア世界文化遺産の高精細デジタル化研究	
	先進Mg合金開発に関する東アジア連携の構築	
タイにおける低炭素排出型エネルギー技術戦略シナリオ研究		

重要政策課題への機動的対応の推進

事後	平成23年霧島山新燃岳噴火に関する緊急調査研究	重要政策課題評価作業部会
	放射性物質の分布状況等に関する調査研究	
	農地土壌等における放射性物質除去技術の開発	

評価項目及び評価の視点

気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム(中間評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 進捗状況	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	進捗状況(目標達成度)	<input type="checkbox"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか
			<input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか
			<input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対して、所期の計画の適切な見直し等、柔軟に対処できているか
II. 研究プログラムの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	研究目標	<input type="checkbox"/> 気候変動対策技術の開発及び社会システム改革に関わるプロジェクトの目標は実現されているか
			<input type="checkbox"/> 年次計画に沿って、研究計画は着実に実行されているか
		要素技術・システム開発	<input type="checkbox"/> 要素技術・システム開発は、その特長(新規性、有効性、実用性など)が気候変動対策として有意義かつ十分に妥当であるか
			<input type="checkbox"/> 設定した目標を実施期間内に達成できる見通しがあるか
		社会システム改革	<input type="checkbox"/> 開発した技術・システムを社会実装する方法が、具体的かつ明確に示されており、期間内に社会実証を実施できる見通しがあるか
			<input type="checkbox"/> 制度的隘路等が明確化され、克服策の取組が進捗しているか。またそれを踏まえた社会システム改革の具体像とともに、実現のための道筋が明確になっているか
III. 実施体制等の有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	研究体制(技術開発・社会改革推進チーム)	<input type="checkbox"/> 研究代表者の統括の下、中核機関・参画機関・協力機関との役割分担及び責任体制が明確かつ適切に決められているか
			<input type="checkbox"/> 実施期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模の実施体制となっているか
		運営委員会等	<input type="checkbox"/> 定期的(年数回程度)に開催され、実施状況の把握、成果のとりまとめは十分に行われているか
		所要経費の使途	<input type="checkbox"/> 所要経費の規模や用途等は、研究内容とバランスがとれているか
		情報発信	<input type="checkbox"/> ホームページ、ニュースレター、成果発表会等の一般向けの広報は十分であるか
			<input type="checkbox"/> 関連分野に向けた情報提供・情報交換(論文発表、ワークショップ・シンポジウム開催等)は活発に行われているか
IV. 継続性・発展性の見直し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="checkbox"/> 実施期間終了後の到達レベル(成果の社会実装関連)が明確になっているか
			<input type="checkbox"/> 実施期間終了後において、社会システム改革の定着や継続的な発展が担保され、実施期間終了後の実施体制及び資金計画について検討され、明確になっているか
			<input type="checkbox"/> プロジェクトの成果(社会システム改革を含む)を今後の政策に反映させる仕組み、手法、体制等が明確であるか
			<input type="checkbox"/> 対象地域における社会システム改革がモデルとなり、他地域への導入等の波及効果が期待できるか

評価項目及び評価の視点

健康研究成果の実用化加速のための研究開発システム関連の挨拶解消を支援するプログラム(中間評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標達成度	<input type="radio"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか
			<input type="radio"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか
			<input type="radio"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対して、所期の計画の適切な見直し等、柔軟に対処できているか
II. 成果	s. 優れている a. 妥当である b. 妥当とは言えない c. 成果が輩出されていない	研究開発の成果	<input type="radio"/> 国民のニーズが高い革新的な医薬品等の開発に資する成果が得られる見通しがあるか
			<input type="radio"/> 安全性、有効性の評価のための基礎データの集積・蓄積の対象となる研究シーズの開発加速状況はどうか、開発加速に資する見通しはどうか
			<input type="radio"/> 科学・技術上の価値のある知見・成果が得られているか
		情報発信及び波及効果	<input type="radio"/> 論文の発表など、研究成果の量・質および情報発信は十分であるか
			<input type="radio"/> 研究成果はスーパー特区あるいは関連分野への科学的・技術的波及効果が期待できるものか
III. 研究計画・実施体制	s. 優れている a. 妥当である b. 一部が明らかに不適切である c. 総じて不適切である	計画・体制・手法の妥当性	<input type="radio"/> プロジェクト実施のためのマネジメントは適切であるか
			<input type="radio"/> 有効性、安全性評価を専門とするチームあるいは同アドバイザーとの連携体制により、開発期間短縮効果が見込まれるか
			<input type="radio"/> 研究目的・内容にかんがみて、予算の用途は適切であるか
IV. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="radio"/> 実用化に向けた方策・組織・計画等を具体的に提示できているか
			<input type="radio"/> 取り組みを発展させる、実施期間終了後の研究・開発の継続展開の見通しがあるか
			<input type="radio"/> イノベーション創出に向けて、成果が得られる見通しがあるか

評価項目及び評価の視点
地域再生人材創出拠点の形成（事後評価）

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="checkbox"/> 拠点形成は所期の計画に沿って順調に進捗したか
			<input type="checkbox"/> 養成人数は所期の目標を達成したか
			<input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)があった場合には、所期の計画を適切に見直す等、柔軟に対処できたか
II. 人材養成手法の妥当性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	地域ニーズの反映等	<input type="checkbox"/> 地域ニーズを反映した人材養成となっていたか、また、継続的な地域ニーズの調査を行い、その結果を適宜人材養成ユニット運営に反映する仕組みとなっていたか
			<input type="checkbox"/> 地域の大学等としての個性・特色を活かしたのになっていたか
		人材養成の手段・方法	<input type="checkbox"/> 養成すべき人材像に対して、被養成者が習得すべき知識・スキル内容及びその到達レベルは明確に定められていたか、また、それらは適切なものとなっていたか
			<input type="checkbox"/> 被養成者の募集・選考方法は適切であったか
			<input type="checkbox"/> 被養成者が習得すべき知識・スキル及びその到達レベルに対応して、カリキュラムは体系的に整備されてきたか
			<input type="checkbox"/> 被養成者が目標とするレベルに到達したかを判定する基準(修了要件)は明確に定められ、被養成者の到達レベルを認定する仕組み(判定委員会等)はあったか、また、認定する仕組みは適切なものとなっていたか
			<input type="checkbox"/> 被養成者や養成従事者へのアンケート、養成修了者やその出身元機関への追跡調査、外部有識者等による評価等を行い、その結果を人材養成ユニットの運営にフィードバックする仕組みはあったか
			<input type="checkbox"/> 資金規模と養成人数・養成内容等のバランスはとれていたか
III. 実施体制・自治体等との連携	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	実施体制	<input type="checkbox"/> 実施機関は、人材養成ユニットの運営に対し、積極的に関与(支援・協力)してきたか
			<input type="checkbox"/> 当該地域を中心とする民間企業等の参画による人的・経済的な協力は効果的に行われてきたか
		自治体等との連携	<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは地域再生計画に位置づけられ、適切に実施されてきたか
			<input type="checkbox"/> 地域の自治体のコミットメントは適切に行われてきたか
IV. 人材養成ユニットの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	有効性	<input type="checkbox"/> 養成修了者は、当該地域の再生のために活躍しているか、あるいは活躍が期待できるか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは当該地域において評価されているか
			<input type="checkbox"/> 養成した人材に対するネットワークの構築や情報提供等、継続した支援措置が計画あるいは実施されているか
		情報発信・波及効果	<input type="checkbox"/> 当該地域を中心とした広報は十分であったか
			<input type="checkbox"/> 当該地域にとどまらず、他の地域に対しても情報提供・情報交換(育成手法に関する論文発表、シンポジウム開催等)は活発に行われてきたか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは他の地域にとっても有用なモデルとなり、波及効果が期待できるか
V. 継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	期間終了後の継続性・発展性の見通し	<input type="checkbox"/> 実施機関の長によるコミットメントが継続されるとともに、当該機関は人材養成ユニットの成果を活かしながら、責任をもって取組の継続性を確保しているか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは、自立して運営するために必要な経費・人員を確保できているか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットの運営は、地域の連携自治体や地元からの支援等を受け、発展性を期待できるものか
VI. 中間評価の反映	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である		<input type="checkbox"/> 中間評価で指摘された事項は見直し後の計画において適切に反映されていたか

評価項目及び評価基準
地域再生人材創出拠点の形成（中間評価）

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 進捗状況	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="checkbox"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか
			<input type="checkbox"/> 養成人数は所期の目標を達成したか
			<input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか
			<input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)があった場合には、所期の計画の適切な見直し等、柔軟に対処できているか
II. 人材養成手法の妥当性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	地域ニーズの反映等	<input type="checkbox"/> 地域ニーズを反映した人材養成となっているか、また、継続的な地域ニーズの調査を行い、その結果を適宜人材養成ユニット運営に反映する仕組みとなっているか
			<input type="checkbox"/> 地域の大学等としての個性・特色を活かしたものになっているか
		人材養成の手段・方法	<input type="checkbox"/> 養成すべき人材像に対して、被養成者が習得すべき知識・スキル内容及びその到達レベルは明確に定められているか、また、それらは適切なものとなっているか
			<input type="checkbox"/> 被養成者の募集・選考方法は適切か
			<input type="checkbox"/> 被養成者が習得すべき知識・スキル及びその到達レベルに対応して、カリキュラムは体系的に整備されているか
			<input type="checkbox"/> 被養成者が目標とするレベルに到達したかを判定する基準(修了要件)は明確に定められ、被養成者の到達レベルを認定する仕組み(判定委員会等)はあるか、また、認定する仕組みは適切なものとなっているか
<input type="checkbox"/> 被養成者や養成従事者へのアンケート、養成修了者やその出身元機関への追跡調査、外部有識者等による評価等を行い、その結果を人材養成ユニットの運営にフィードバックする仕組みはあるか			
<input type="checkbox"/> 資金規模と育成人数・内容等のバランスはとれているか			
III. 実施体制・自治体等との連携	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	実施体制	<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットの運営に対する実施機関の関与(支援・協力)は積極的に行われているか
			<input type="checkbox"/> 当該地域を中心とする民間企業等の参画による人的・経済的な協力は効果的に行われているか
		自治体等との連携	<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは地域再生計画に位置づけられ、適切に実施されているか
			<input type="checkbox"/> 地域の自治体のコミットメントは適切に行われているか
IV. 人材養成ユニットの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	有効性	<input type="checkbox"/> 養成修了者は、(A)当該地域産業の活性化、あるいは、(B)当該地域固有の社会ニーズの解決、のために活躍しているか、あるいは活躍が期待できるか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットが当該地域において評価されているか
			<input type="checkbox"/> 養成した人材に対するネットワークの構築や情報提供等、継続した支援措置が計画あるいは実施されているか
		情報発信・波及効果	<input type="checkbox"/> 当該地域を中心とした広報は十分であるか
			<input type="checkbox"/> 当該地域にとどまらず、他の地域に対しても情報提供・情報交換(育成手法に関する論文発表、シンポジウム開催等)は活発に行われているか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは他の地域にとっても有用なモデルとなり、波及効果が期待できるか
V. 継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	実施期間終了までの進め方	<input type="checkbox"/> 4、5年目における計画は、実施期間終了時における成果の目標を達成できるものとなっているか
			<input type="checkbox"/> 実施期間終了時の目標は、実施機関の現状に鑑みて、妥当なものとなっているか
		期間終了後の継続性・発展性の見通し	<input type="checkbox"/> 実施機関の長によるコミットメントが継続され、当該機関が責任をもって事業の継続性を確保する見通しはあるか、その計画は実現可能性があるか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットの運営を継続するために必要な経費・人員を確保する見通しはあるか
<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットの運営は、連携自治体や地元からの支援等を受け、発展性を期待できるものか			

評価項目及び評価基準
科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進(事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標達成度	<input type="checkbox"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか <input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応できたか <input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対して、所期の計画の適切な見直し等、柔軟に対処できているか
II. 成果	s. 優れている a. 妥当である b. 妥当とは言えない c. 成果が輩出されていない	国際交流の成果	<input type="checkbox"/> 将来に向けての科学・技術の在り方を議論する国際的なコミュニケーションの場につながったか <input type="checkbox"/> 民間団体主導による科学・技術外交の戦略的展開につながる活動であったか
		波及効果	<input type="checkbox"/> 海外から招へいされた科学技術関係者、政府関係者、大学等研究機関関係者、民間企業等要人が、国際集会以外においても、我が国に波及効果をもたらしたか(我が国要人との会談、他の国際集会への出席等) <input type="checkbox"/> 我が国のプレゼンス向上につながったか
III. 計画・手法の妥当性	s. 優れている a. 妥当である b. 一部が明らかに不適切である c. 総じて不適切である	計画・手法の妥当性	<input type="checkbox"/> 目的・内容にかんがみて、予算の使途は適切であったか <input type="checkbox"/> 国際的なコミュニケーションの場を有効にする工夫等は適切に行われたか
IV. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="checkbox"/> 実施期間終了後も、科学・技術の在り方を議論する国際的なコミュニケーションの場の定着に向けた国際交流を継続するための工夫があるか <input type="checkbox"/> これまでの取組を発展させる、実施期間終了後の明確な国際交流についての継続ビジョンがあるか

評価項目及び評価基準
戦略的環境リーダー育成拠点形成（中間評価）

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 進捗状況	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="checkbox"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか <input type="checkbox"/> 養成人数は所期の目標を達成したか <input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか <input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対して、所期の計画の適切な見直し等、柔軟に対処できているか
II. 育成システム(実施体制等)の有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	実施体制	<input type="checkbox"/> 全学的な協力・支援体制が構築され、国際的に活躍できる環境リーダーの育成に有効なシステムとなっているか <input type="checkbox"/> 民間企業等の参画による人的・経済的な協力は効果的に行われているか <input type="checkbox"/> 海外拠点等とのネットワークが構築され、効率的に運用されているか <input type="checkbox"/> 育成対象者や育成従事者へのアンケート、外部有識者等による評価等を行い、その結果が当該拠点の運営に反映されているか
		留学生受入措置の内容	<input type="checkbox"/> 国の支援施策の活用や独自経費の措置等、留学生を支援する十分な財源が確保されているか、また、受入措置の内容は適切か
		所要経費の使途	<input type="checkbox"/> 所要経費の規模や用途等は、人材育成の内容とバランスがとれているか
		情報発信	<input type="checkbox"/> ホームページ、ニュースレター等の一般向けの広報は十分であるか <input type="checkbox"/> 関連分野に向けた情報提供・情報交換(論文発表、ワークショップ・シンポジウム開催等)は活発に行われているか
III. 育成プログラムの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	育成対象者の募集・選定	<input type="checkbox"/> 育成対象者の選定が、公平かつ透明性の高い方法で行われ、結果として環境リーダーとなりうる者が選ばれているか <input type="checkbox"/> 途上国ニーズを把握し、環境リーダーとなりうる途上国からの留学生が確保されているか
		カリキュラム等	<input type="checkbox"/> 環境に係わる自然科学分野と人文・社会科学分野をバランスよく、体系的にカリキュラムは構成されているか <input type="checkbox"/> 途上国のニーズを踏まえ、またその解決につながるカリキュラムとなっているか <input type="checkbox"/> 留学生と我が国の学生が共に学ぶことによる効果が十分発揮されているか <input type="checkbox"/> 講義は英語で行われているか <input type="checkbox"/> インターンシップや研究開発への参画等、産業界と協力した実践的な育成カリキュラムとなっているか <input type="checkbox"/> 育成対象者が目標とするレベルに到達したかを判定する基準(修了要件)は明確に定められ、それを認定する仕組み(判定委員会等)はあるか、また、それらは適切なものとなっているか
IV. 継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	実施計画等	<input type="checkbox"/> 構築したシステムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が明確に示されており、継続性が担保されているか <input type="checkbox"/> 実施期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模の実施体制となっているか <input type="checkbox"/> 機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか
		育成された環境リーダーの活躍と継続的な支援	<input type="checkbox"/> 育成された環境リーダーが環境問題の解決に向けて十分な活躍が期待できるか <input type="checkbox"/> 育成された環境リーダーに対するネットワークの構築や情報提供等、継続した支援措置が計画され、実現可能と考えられるか

評価項目及び評価基準

国際共同研究の推進（先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究）（事後評価）

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標達成度	<input type="checkbox"/> 課題実施計画（ミッションステートメントを含む）の達成度はどの程度か（所期の計画/条件付採択の場合は採択コメントを反映した計画を基準とする） <input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応できたか <input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化があった場合には、所期の計画の適切な見直しなど機動的に対応できたか
II. 成果	s. 優れている a. 妥当である b. 妥当とは言えない c. 成果が輩出されていない	科学的・技術的価値 社会的価値（科学技術コミュニティの形成、共同研究体制）	<input type="checkbox"/> 先進的技術の改良・普及、国際標準の創出などにつながる成果が得られたか <input type="checkbox"/> 共同研究によって得られた新しい科学技術面での知見があるか <input type="checkbox"/> 原著論文の発表など、研究成果の量・質および情報発信は十分であるか <input type="checkbox"/> 研究成果は関連分野への科学的・技術的波及効果が期待できるものか <input type="checkbox"/> イコールパートナーシップに基づき、海外参画機関と十分連携の取れた共同研究がなされたか <input type="checkbox"/> 必要に応じて、プロジェクト管理のための会議や、研究成果発表のための国際研究会議等国内外の研究者が直接対話する機会を設けるなど海外参画機関と適切なコミュニケーションが図られたか <input type="checkbox"/> 形成された科学技術コミュニティは、科学技術外交推進等への政策的波及効果が期待できるものか <input type="checkbox"/> 今後の社会経済の活性化への貢献が期待できるか
III. 計画・手法の妥当性	s. 優れている a. 妥当である b. 一部が明らかに不適切である c. 総じて不適切である	計画・手法の妥当性	<input type="checkbox"/> 研究目的・内容にかんがみて、予算の用途は適切であったか <input type="checkbox"/> 課題実施のためのプロジェクトマネジメントは適切であったか
IV. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="checkbox"/> 実施期間終了後も研究・交流を継続するための体制の工夫があるか <input type="checkbox"/> これまでの取組を発展させる実施期間終了後の明確な研究・交流ビジョンがあるか

評価項目及び評価基準

重要政策課題への機動的対応の推進(事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の計画以上に進捗している a. 所期の計画通りに進捗している b. 所期の計画よりやや遅れている c. 所期の計画より大幅に遅れている	目標達成度	○ 研究全体の目標達成度はどの程度か(研究開始時の計画を見直した場合は、期待される目標に対する達成度はどの程度か)
			○ 個別研究項目(サブテーマ)ごとの目標達成度はどの程度か
II. 研究成果	s. 所期の計画以上の成果が得られている a. 所期の計画と同等の成果が得られている b. 所期の計画以下の成果だが、一部では計画と同等又はそれ以上の成果が得られている c. 所期の成果が得られていない	科学的・技術的価値	○ 研究成果の価値は今後の対応に貢献し、継続性が期待できるものであるか
		科学的・技術的波及効果	○ 成果は当該分野および関連分野への科学的・技術的波及効果が期待できるものか ○ 当初予定していなかった成果(派生技術等)はあるか
		社会的・経済的波及効果	○ 今後の社会経済へ貢献が期待できる成果が得られたか
III. 研究計画・実施体制	s. 所期の計画以上の成果が得られている a. 所期の計画と同等の成果が得られている b. 所期の計画以下の成果だが、一部では計画と同等又はそれ以上の成果が得られている c. 所期の成果が得られていない	研究計画の妥当性	○ 緊急的な課題に対して柔軟で機動的な計画となっていたか
		実施体制の妥当性	○ 研究実施者間・研究項目間の調整及び研究の進捗・管理において、代表者の指導性が発揮されたか
			○ 実施機関・研究者間の連携が適切にとれていたか、課題全体として統合性はとれていたか ○ サブテーマの実施内容と整合性がとれているか(研究全体に対するサブテーマの位置付けが適切なものであるか)

評価作業部会委員の選定基準について

0. 共通基準

- (1) 審査や中間評価を行った委員を可能な限り多数加えること
- (2) 評価対象プロジェクトの研究代表者・参画者でないこと
- (3) 多様性を考慮した委員構成とすること（その際、性別、年齢、所属する大学等の適切なバランスに配慮する）
- (4) 大学等の教育機関に属する者においては、原則として博士の学位を有する教授または准教授クラスであること
- (5) 研究機関および民間企業に属する者においては、プロジェクトリーダー等のマネージャークラスの者、あるいは、上記（4）の者と同等以上の能力を有する者であること

1. 科学技術システム改革関連作業部会委員（作業部会（1）、（2）、（3）、（5））

- (1) 科学技術システム改革、組織マネジメント等に関する豊富な経験・知見を有すること
- (2) 評価対象分野を含む幅広い知見を有すること
- (3) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

2. 科学技術外交関連作業部会委員（作業部会（4））

- (1) 国際活動、科学技術に関する豊富な経験・知見を有すること
- (2) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

3. 研究開発関連作業部会委員（作業部会（6）及び（7））

- (1) 評価対象プロジェクトを包含する研究分野の研究者
 - ① 関連分野の研究実績（論文、受賞等）が優れていること
 - ② 学会等での活動実績が優れていること
- (2) 評価対象プロジェクトを包含する事業分野の技術（研究）者
 - ① 当該プロジェクトに関連し、産業界において技術（研究）開発の経験が十分あること
 - ② 当該プロジェクトに関連した事業について、十分な実務経験があること
- (3) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

4. メールレビューアー

上記の他、評価プロジェクトの内容に応じて、当該分野の専門家によるメールレビューを実施する。

【各作業部会の評価に必要とする諸分野・要件】

(1) 気候変動対応社会創出評価作業部会

- ・ 気候変動分野に係る専門的知見を有すること
- ・ 環境・エネルギー分野に関する社会システム、地域振興等に係る専門的知見を有すること

(2) 健康研究成果実用化加速評価作業部会

- ・ 医薬品・医療機器の開発研究に係る専門的知見を有すること
- ・ 最新の医療技術（再生医療等）の研究に係る専門的知見を有すること
- ・ 薬事審査又は安全性・有効性評価に係る専門的知見を有すること

(3) 地域再生人材創出拠点形成評価作業部会

地域振興、地方政策、企業経営、環境、防災、医療、農林水産、工学分野の分野に係る専門的知見を有すること

(4) 国際政策対話促進評価作業部会

- ・ 国際交流に係る専門的知見を有すること
- ・ 国際共同研究に係る専門領域（環境、ライフサイエンス、国際標準等）に係る専門的知見を有すること
- ・ 科学技術外交に係る専門的知見を有すること

(5) 戦略的環境リーダ一育成拠点形成評価作業部会

- ・ 科学技術政策、環境科学、環境工学、医療、自然科学一般の分野に係る専門的知見を有すること
- ・ 大学を含む学術・研究機関又は民間企業等において、人材育成、人材開発又は組織改革に携わった経験があること

(6) 国際共同研究推進評価作業部会

- ・ 科学技術一般、科学技術政策、化学、生物学、環境、防災、医療、感染症、情報通信、材料工学、システムエンジニアリング、国際政治、国際経済、国際法の分野に係る専門的知見を有すること

(7) 重要政策課題評価作業部会

- ・ 環境、防災、原子力、土壌、噴火、情報通信、自然科学一般の分野に係る専門的知見を有すること

平成24年度科学技術戦略推進費による実施プロジェクトの 評価スケジュールについて

3月下旬 ～6月中旬	評価対象プロジェクトによる成果報告書の作成
4月18日	研究開発評価部会 ・評価の進め方・評価の実施方法の決定
6月下旬 ～7月中旬	成果報告書の確認及び評価対象プロジェクトによる追記修正
7月中旬～	評価作業部会の設置、評価作業部会委員への説明、査読の開始
8月中旬 ～9月中旬	書面査読による不明点等の整理
9月中旬 ～10月下旬	評価作業部会における評価の実施 ・評価の実施方法の確認 ・報告書等の議論により、ヒアリング確認事項を整理 ・ヒアリングの実施 ・評価結果のとりまとめ
10月中	評価結果報告書（案）の作成
11月上旬	評価対象プロジェクトによる評価結果報告書（案）の事実誤認確認
11月下旬 ～12月上旬	研究開発評価部会開催 ・評価作業部会主査から作業部会ごとの評価結果の報告 ・評価結果の決定 ・追跡評価の結果報告・決定
12月上旬頃	総合科学技術会議への評価結果の報告 評価結果の公表・通知

追跡評価の実施について

1. 平成 24 年度における追跡評価の位置付け

追跡評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日 内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 21 年 2 月 17 日 文部科学大臣決定）において、主要な研究開発施策が終了した後、一定の時間を経過してから実施し、その波及効果や副次的効果の把握、過去の評価の妥当性の検証等を行うとともに、その結果を次の研究開発課題の検討や評価の改善等に活用する、とされている。

これらを踏まえ、科学技術振興調整費では、平成 17 年度より追跡評価の仕組みを導入しており、これまで、「総合研究」プログラム、「知的基盤整備」プログラム、「流動促進研究」プログラム、生活・社会基盤研究制度実施に向けたプログラム、「先導的研究等の推進」プログラム、「新興分野人材養成」プログラム（平成 13 年度から 15 年度に採択され、平成 19 年度までに終了した 27 プロジェクトを対象）及び「産学官連携共同研究の効果的な推進」プログラムについて、追跡評価を実施してきた。

科学技術振興調整費は平成 22 年度で廃止されたが、科学技術振興調整費で実施されたプロジェクトを契機とした成果の波及効果や副次的効果を把握することは、科学技術施策の効果を測るために極めて重要である。特に、科学技術振興調整費では、平成 13 年度以降、質の高い研究開発を確保する観点から重視してきた科学技術システムの改革に資するプログラムを実施してきており、ここでの研究開発を契機としたイノベーションの創出や社会における価値の創造等に係る追跡評価は、科学技術イノベーション政策を戦略的に推進するため平成 23 年度に新たに創設された科学技術戦略推進費のプログラムを実施するに当たって、大いに活用できると考える。

そこで、平成 24 年度は、戦略的人材養成を主眼として実施された「新興分野人材養成」プログラムのうち、平成 16 年度及び平成 17 年度に採択され、平成 21 年度までに終了した 32 プロジェクトについて追跡評価を実施することとする。本プログラムは、科学技術の振興のために、先端的な研究開発というよりは、重要領域ではあるが人材が不足している新興の研究分野や、産業競争力の強化の観点から人材の養成・拡充が不可欠な研究分野において、専門的な研究者・技術者を早期に育成することを目的として実施されたものである。本プログラムを対象に、実施されたプロジェクトがもたらした成果について、プロジェクト終了後数年を経過した今、追跡評価を行うことは有意義と考えられる。

平成 24 年度の追跡評価に当たっては、平成 22 年度に実施した本プログラム追跡評価（平成 13 年度から 15 年度に採択された 27 プロジェクト）の実績等を踏まえることとする。また、実施プロジェクトの波及効果や副次的効果の把握に際して、プログラム設計に即した調査設計となるよう留意し、評価対象プログラムが果たした役割や成果を明らかにするとともに、今後のプログラム設計や評価手法に関する改善事項を分析・提案するよう努めることとする。

追跡評価の結果については、総合科学技術会議に報告し科学技術戦略推進費の制度運用等に活かしていただくとともに、将来の政策・施策の形成や研究開発マネジメントの更なる高度化のために活用することとする。

2. 平成 24 年度における追跡評価の対象プログラム

(1) 対象プログラム：

「新興分野人材養成」プログラム（平成 16 年度及び平成 17 年度に採択されたプロジェクト）

(2) 追跡評価の対象プロジェクト数：

32（別添：追跡評価対象プロジェクト一覧）

(3) プログラムの概要：

本プログラムは、科学技術の振興にとって重要領域ではあるが人材が不足しており、戦略的な人材養成により、世界における我が国の地位を確保する必要がある新興の研究分野や、産業競争力の強化の観点から人材の養成・拡充が不可欠な研究分野において、プロフェッショナルを早期に育成するための人材養成ユニットを機動的に設置する。また、民間企業等の研究者・技術者が、最先端の科学技術等を習得するための再教育システムの構築を支援する。

公募要領に関して、対象分野や費用が年度により若干異なるものの、平成 16 及び 17 年度に関しては、概ね下記のような分類である。

(4) 公募対象分野：

- ① バイオインフォマティクス（システム生物学を含む）、バイオスタティスティクス（特に医学応用を目指したもの）
- ② 基盤的ソフトウェア
- ③ 高度環境管理（化学物質リスク管理、廃棄物リサイクル管理、環境アセスメント等、地方公共団体や民間企業の環境対策に対応できる専門家）
- ④ ナノテクノロジー融合領域（ライフサイエンスとナノテクノロジーの融合領

域等)

- ⑤ 知的財産（ライフサイエンス分野に重点を置いて実施するもの等）
- ⑥ 自然科学と人文・社会科学との融合領域（安心・安全に資する科学技術、科学技術コミュニケーター、生命倫理、デジタルコンテンツの創造等）

(5) 養成対象者：大学院生（修士、博士）、PD 及び社会人

(6) プログラム公募期間：平成 13 年度から平成 17 年度
(今般の追跡評価対象は、平成 16 年度及び平成 17 年度)

(7) 対象機関・組織：大学及び国公立試験研究機関等
(独立行政法人、特殊法人等の研究機関を含む)

(8) プロジェクト実施期間：原則として 5 年間

(9) 費用：1 プロジェクトあたり年間 5 千万円程度から年間 2 億円程度を上限

3. 追跡評価の方法

(1) 方法

将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等として実施された本プログラムの追跡評価の実施に際しては、プロジェクト終了時に得られた成果について、

- ① 新興分野の人材養成ユニットの創成とその継続・発展性
- ② 養成修了者のその後の活躍とネットワークの構築
- ③ プロジェクト終了後の特任教員の動向
- ④ 大学教育あるいは社会へのインパクト

などを指標として分析し、アウトカム及びインパクトを具体的に検証する。このため、本プログラムに関する追跡評価については、以下の手順・内容にて実施する。

- ① 対象プロジェクトに対して聞き取り等による予備調査をもとに、各プロジェクトにおいて得られた成果とその後の展開の状況を把握する。
- ② 各プロジェクトの人材養成の成果とその後の展開、新興分野人材養成プログラムの評価を調査するに当たっては、プロジェクト代表者、運営委員会、外部評価委員会等に参加した外部有識者、特任教員、修了者を対象にアンケート調査を実施し、必要に応じて関係者等のインタビューなどによる補足的な調査を行う。

- ③ 本プログラムの実施によって、どのような成果が得られ、大学教育や社会にインパクトをもたらしているかを中心に、調査結果を取りまとめ、平成 22 年度に実施した追跡評価と合わせて、本プログラムの果たした役割等について考察を加える。

なお、調査項目については、前回の追跡評価での結果を踏まえ、特に、継続・発展性については、外部資金獲得状況や自己資金投入状況を定量的に把握する。また、養成修了者については、前職と養成終了後の職を比較する等、養成者が養成分野で職を得て、活躍しているかについて調査する。さらに、平成 22 年度の追跡評価において、good practice が得られていたケースをいくつか取り上げ、その後の展開を調査する。

(2) 実施者

追跡評価は、科学技術戦略推進費のプログラム・オフィサー（PO）が実施する。調査の実施に際しては、「総括担当 PO」を配置することにより、各 PO が有する知見を最大限に活かしつつ、各 PO の知見等を取りまとめて総合的に調査・分析を実施する。

(3) 実施スケジュール等

4 月 18 日	研究開発評価部会にて追跡評価の方法の決定
4 月下旬～5 月中旬	予備調査
5 月下旬～6 月中旬	アンケート作成、送付先リストの整備
6 月下旬～7 月中旬	アンケート送付、回収
8 月中旬～9 月下旬	アンケート分析、追跡評価報告書作成のためのとりまとめ
10 月上旬～10 月下旬	研究開発評価部会への追跡評価報告書の作成
11 月上旬	追跡評価報告書の文科省への提出
11 月下旬～12 月上旬	研究開発評価部会への追跡評価報告書の報告・決定

以上

(別添) 追跡評価対象プロジェクト一覧

採択年度	プロジェクト名	代表者名	代表者所属機関
(1) 大学院修士課程相当の研究者・実務者を養成することを目的とした人材養成ユニットの設置及び運営			
バイオインフォマティクス(システム生物学を含む)、バイオスタティクス(特に医学応用を目指したもの)			
H16	クリニカル・ゲノム・インフォマティクス	高井 義美	神戸大学
H16	農学生命情報科学の大学院教育研究ユニット	生源寺 真一	東京大学
H17	クリニカルバイオメディカル情報科学マスターコース	小林 広幸	学校法人東海大学
H17	バイオ医療オミックス情報学人材養成プログラム	田中 博	東京医科歯科大学
基盤ソフトウェア			
H16	産学融合先端ソフトウェア技術者養成拠点の形成	本位田 真一	情報・システム研究機構
H17	ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成	中川 正樹	東京農工大学
高度環境管理(化学物質リスク管理、廃棄物リサイクル管理、環境アセスメント等、地方公共団体や民間企業の環境対策に対応できる専門家)			
H16	環境リスク管理のための人材養成	盛岡 通	大阪大学
H17	高度環境政策・技術マネジメント人材養成ユニット	石田 秀輝	東北大学
ナノテクノロジー融合領域(ライフサイエンスとナノテクノロジーの融合領域等)			
H16	ナノ高度学際教育研究訓練プログラム	伊藤 正	大阪大学
H16	医療ナノテクノロジー人材養成ユニット	片岡 一則	東京大学
H17	ナノメディシン融合教育ユニット	松重 和美	京都大学
H17	医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成	山下 仁大	東京医科歯科大学
知的財産(ライフサイエンス分野に重点を置いて実施するもの等)			
H16	ライフサイエンス分野知財評価員養成制度	萩原 正敏	東京医科歯科大学
自然科学と人文・社会科学との融合領域(安心・安全に資する科学技術、科学技術コミュニケーター、生命倫理、デジタルコンテンツの創造等)			
H16	高度リスクマネジメント技術者育成ユニット	関根 和喜	横浜国立大学
H16	遺伝カウンセリングコース	室伏 きみ子	お茶の水女子大学
H16	医療政策人材養成	高本 真一	東京大学
H16	コンテンツ創造科学産学連携教育プログラム	原島 博	東京大学
H17	科学技術インタープリター養成プログラム	黒田 玲子	東京大学
H17	科学技術コミュニケーター養成ユニット	杉山 滋郎	北海道大学
H17	科学技術ジャーナリスト養成プログラム	佐藤 正志	早稲田大学
H17	先導的デジタルコンテンツ創成支援ユニット	源田 悦夫	九州大学
H17	遺伝カウンセラー・コーディネータユニット	小杉 真司 / 藤川 和男	京都大学/近畿大学
(2) 企業等の研究者、技術者の再教育を行うシステムの構築			
H16	医療工学技術者創成のための再教育システム	山口 隆美	東北大学
H16	動物実験医学の研究支援者育成システム	相磯 貞和	慶応義塾大学
H17	生命情報科学技術者養成コース	浅井 潔	産業技術総合研究所
H17	臨床医工学・情報科学技術者再教育ユニット	倉智 嘉久	大阪大学
H16	組み込みソフトウェア技術者の人材養成	阿草 清滋	名古屋大学
H16	メディア情報処理専修コース	美濃 導彦	京都大学
H17	システムLSI設計人材養成実践プログラム	安浦 寛人	九州大学
H16	ナノテクノロジー要素技術養成プログラム	庄子 習一	早稲田大学
H16	化学・生物総合管理の再教育講座	増田 優	お茶の水女子大学
H17	産業安全保健エキスパート養成コース	酒井 一博	財団法人労働科学研究所

(参考) 新興分野人材養成の公募要領

科学技術・学術政策局

1 目的

科学技術の振興にとって重要領域ではあるが人材が不足しており、戦略的な人材養成により、世界における我が国の地位を確保する必要がある新興の研究分野や、産業競争力の強化の観点から人材の養成・拡充が不可欠な研究分野において、プロフェッショナルを早期に育成するための講座・部門規模のユニット（以下「人材養成ユニット」という。）の機動的な設置を推進する。また、民間企業等の研究者、技術者が、最先端の科学技術等を修得するための再教育を受けるシステムの構築を支援する。

2 対象となる業務

本プログラムは以下の(1)及び(2)の業務を対象とする。なお、公募に当たっては、(1)又は(2)の業務のそれぞれを単位として公募を行う。ただし、(1)及び(2)の業務を同時に実施しようとする場合は、同一プログラムの重複提案が認められていないことに留意して、(1)と(2)のそれぞれについて所要の提案書類を作成した上で、それらを合わせて1つの提案として提出することとする。

(1) 大学院修士課程相当の研究者・実務者を養成することを目的とした人材養成ユニットの設置及び運営

(1 提案当たり、5年間で30人以上の大学院修士課程相当の研究者・実務者を養成することを応募の要件とする。ただし、これを満たす場合には、大学院修士課程相当以外に、大学院博士課程相当等の異なる段階において研究者・実務者の養成を行うことも可能とする。)

バイオインフォマティクス（システム生物学を含む）、バイオスタティスティクス（特に医学応用を目指したもの）

基盤的ソフトウェア

高度環境管理（化学物質リスク管理、廃棄物リサイクル管理、環境アセスメント等、地方公共団体や民間企業の環境対策に対応できる専門家）

ナノテクノロジー融合領域（ライフサイエンスとナノテクノロジーの融合領域等）

自然科学と人文・社会科学との融合領域（安心・安全に資する科学技術、科学技術コミュニケーター、生命倫理、デジタルコンテンツの創造等）

(2) 民間企業等の研究者、技術者を対象とした先端技術・技能の習得を目的とするシステム（再教育システム）の構築

(1 提案当たり、5年間で200人以上の人材を再教育することを応募の要件とする。)

ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、環境の各分野及びこれらの融合領域における先端科学技術、知的財産・経営戦略等民間企業等のニーズの高いもので、大学院等の社会人専門コース、短期的な集中講座、eラーニング及びこれらを組み合わせた多様なものを対象とし、科学技術に関する

知識のみならず実務的能力も身に付く、再教育システムを構築するものを支援する。

ただし、単なる公開講座と同様の取組については支援の対象としない。

3 対象機関・組織

対象とする機関・組織は、以下の①から③の機関・組織とする。

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 国立試験研究機関
- ③ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

ただし、再教育システムについては、以下の機関・組織も対象とする。

民法第34条により設立された法人

なお、人材養成ユニット又は再教育システムの代表者は、人材養成を行う上の実質的な代表者であることとし、単に組織の代表者を形式的にその任につけてはならない。

4 実施期間

原則として5年間とする。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。なお、中間評価においては、3年目までの目標が達成できているかどうかについて確認した上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果があげられていないものについては、原則として業務を中止することとする。

例えば、中間評価の総合評価において、16年度に実施した科学技術振興調整費による実施課題の中間・事後評価のようにa～dの4段階評価を行った場合、c又はdという評価を受けた課題は、原則として業務を中止することとなる。

5 費用

- (1) 人材養成ユニットの開設・運営及び再教育システムの構築のために必要となる経費については、文部科学省から（他府省所管の国立試験研究機関等の機関・組織については所管府省を経由して）支給する（ただし、被養成者にかかる人件費は認められない。）。

なお、本プログラムによる業務の実施に当たり使用できる費目の種類は、原則として別表3に示すものとする。

- (2) 1提案当たりに支給する経費は、
人材養成ユニットについては、年間1億円を上限とする。
再教育システムについては、年間5千万円を上限とする。ただし、実習用機材の購入など初期投資の関係で特別に資金を要すると認められる場合は、初年度のみ1億円を上限とする。

6 提案書類等

提案書類は、様式3-1から3-7によるものとする。本プログラムによる業務の実施を希望する機関・組織（以下「提案機関」という。）は、提案書類に係る責任を有する者（以下「代表者」という。）を決めた上、上記の様式に必要な事項を記入し、提案機関が国立試験研究機関（文部科学省の組織を除く。）にあっては所管府省を通じて、その他の場合は直接科学技術振興機構に提出することとする。

7 実施課題の選定

- (1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書類審査及び代表者からのヒアリングの二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会（以下「審査部会」という）における審議を経て選定する。
- (2) 選定に係る評価項目及び審査基準は以下のとおりとする。
- 人材養成計画について
- ア 計画の妥当性
- ・ 目標とする養成人材像とその到達スキルレベルが明確かつ適切か。
 - ・ 目標が適切に分析され、その結果として明快な養成手段が導かれているか。
 - ・ 人材養成の考え方、目標とする人材像及び人数、人材養成ユニット又は再教育システムの規模、養成者が達成すべきスキルレベル及びその測定方法、並びに人材の配置状況が適切なものとなっているか。
 - ・ カリキュラム、教材の作成など人材養成手段が明確になっているか。
 - ・ 人材養成に付随して教材作成、研究開発等を行う場合、人材養成に直接関係する範囲になっているか。
- イ 計画の効率性
- ・ 資金規模と養成対象者・目標人数のバランスがとれているか。
 - ・ 人材養成ユニット又は再教育システムの運営方法は適正なものか。
- ウ 計画の実効性
- ・ 事前に入念な準備が行われているか。
- 提案機関について
- ア 関連分野における研究実績等
- ・ 当該人材養成ユニット又は再教育システムでの取組を活かし得る分野において、高い実績を有しているか。また、人材養成業務従事予定者についても当該業務を実施する能力を有しているか。
 - ・ 業務の大部分を提案機関以外の機関が実施する計画となっていないか。
- イ 実施期間終了後の取組
- ・ 業務実施期間終了後においても取組の継続性を確保し得る体制となっているか。特に、機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか。
- その他
- ア 波及効果（産業界・地域への波及効果、他の人材養成機関への波及効果）が期待できるものか。
- イ 民間企業等からの協力（民間企業等の人材養成ユニット又は再教育システムへの参画、人的・経済的支援）が期待できるものか。
- ウ 民間企業等のニーズを踏まえた人材養成の仕組みになっているか（実施内容、実施形態等）。
- なお、再教育システムについては、以下の評価項目及び審査基準を追加する。
- 再教育システムについて
- ア 幅広い知識や技術を体系的に身につけるプログラムになっているか。

(特定の狭い限られた知識や技術のみを習得するプログラムとなっていないか。)

イ 科学技術の進展や利用者の要望に基づいて柔軟に対応できる体制になっているか。

ウ 公開講座のように対象を特定化しない講義を実施するだけのものとなっていないか。

- (3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。
- (4) 審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。なお、ヒアリングを実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。

8 業務の実施

- (1) 選定された業務の実施者は、提案書類の人材養成計画に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

- (2) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、国の機関については示達（文部科学省以外の府省が所管する機関については所管府省に移替えの上、示達）、その他については委託により業務の実施に必要となる経費を配分する。

なお、委託については、「科学技術振興調整費委託業務事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

- (3) 実施者は、計画書等に基づき人材養成業務を実施するほか、毎年度、人材養成計画の進捗状況及び経費使用実績に関する報告書を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。また、実施に際し、科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。

業務開始後3年目及び業務終了後については、速やかに成果報告書を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。提出された成果報告書は、文部科学省から科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）に報告する。

評価部会は、成果報告書をもとに、業務開始後3年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて代表者等からのヒアリングを行うものとする。

なお、成果報告書及び評価部会の評価結果は文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。

- (4) 本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会において発表を行うものとする。

科学技術戦略推進費「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」の再審査の進め方について

平成24年4月18日
 科学技術・学術審議会
 研究計画・評価分科会
 研究開発評価部会

科学技術戦略推進費「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」においては、プロジェクト開始後3年目（3年間のプロジェクトについては2年目）に再審査を実施することとなっている。再審査のスケジュールや方法等について、以下のとおり定める。

1 スケジュール

①再審査の方法等の検討	
平成24年4月	○研究開発評価部会 ・再審査のスケジュール、再審査の実施方法等の決定 ○再審査の進め方、スケジュール等を対象機関に連絡
②再審査資料の提出・確認	
5月下旬～8月下旬	○再審査資料の作成（対象機関）
8月末	○再審査資料の提出（対象機関）
8月末～9月中旬	○再審査資料の確認（JST）及び対象機関による追記修正
③再審査の実施	
9月下旬～10月上旬	○作業部会の設置 ○再審査資料の委員への送付 ・作業部会開催にあたり、事前確認事項の委員への照会 等
10月中旬～11月上旬	○作業部会開催 ・再審査の実施方法の確認 ・再審査資料等の議論により、ヒアリング確認事項を整理 ・POからプロジェクト管理状況の報告 等 ・ヒアリングの実施 ・再審査結果のとりまとめ ○再審査結果報告書（案）の作成
11月下旬～12月上旬	○研究開発評価部会 ・継続プロジェクト等の決定
12月上旬頃	○総合科学技術会議への継続プロジェクト等の報告、対象機関への通知、公表
④財務省協議等	
平成25年4月	○財務省実行協議を経て、プロジェクトの実施

2 再審査の実施体制

- ・再審査については、本「再審査の進め方について」に基づき、文部科学省より事務委託を受けている独立行政法人科学技術振興機構が設置・運営する、「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等実用化審査作業部会」（以下、「作業部会」という。）において実施する。
- ・作業部会の構成員（主査を含む。）については、別紙1の基準により研究開発評価

部会長が指名する。また、作業部会には、科学技術戦略推進費のプログラムオフィサー（以下「PO」という。）が「主査補佐」として参画し、作業部会主査の議事運営を補佐するとともに、これまでのプロジェクト管理等で得られた情報を含め、作業部会における必要な情報を提供する。

- ・再審査の中立性を十分保つため、再審査対象プロジェクトに参画している者は、委員となることができないこととするなど、原則として再審査対象プロジェクトの利害関係者が該当するプロジェクトの再審査に加わらないよう留意することとし、その利害関係者の範囲については、別紙2に定める。
- ・作業部会主査より、再審査の結果を、研究開発評価部会に報告する。
- ・研究開発評価部会では、作業部会からの報告を踏まえ、継続して実施するプロジェクトを決定する。また、必要に応じて、プロジェクト実施に当たっての条件等を付す。
- ・文部科学省は、継続プロジェクト等について総合科学技術会議に報告した上で、対象機関に通知するとともに、個人情報や知的財産の保護に配慮して公表する。

3 再審査の方法

- ・再審査に当たっては、再審査対象プロジェクトの責任機関に対し、再審査の進め方、スケジュール等を送付するとともに、再審査資料（平成22～24年度成果報告及び平成25・26年度研究計画）の作成を依頼する。
- ・事務局及びPOは、提出された再審査資料の確認を行い、必要があると判断した場合は、対象機関に対して再審査資料の修正を求めることができる。また、事務局は、再審査資料を作業部会委員に事前に送付する。
- ・POは、作業部会における再審査の実施を支援する観点から、再審査資料を分析し、必要があると判断した場合は、資料の追加・補完を求めることができる。
- ・作業部会委員は、書面査読を行い、不明点等を事務局で回収する。回収した内容を作業部会主査・主査補佐で精査し、「事前確認事項扱い」及び「ヒアリング留意点扱い」に分類する。
- ・「事前確認事項扱い」となったものは、作業部会前までに対象機関に回答を求め、その回答を委員に送付する。また、「ヒアリング留意点扱い」となったものは、作業部会前に事務局から対象機関に伝達し、回答をプレゼンテーションに盛り込むことを依頼する。
- ・作業部会においては、再審査方法について確認を行った後、再審査資料、「事前確認事項扱い」の事項の回答等を議論し、ヒアリングにより明らかにすべき点等を整理するほか、POからプロジェクト管理状況の報告等の後、対象機関からのヒアリングを行い、作業部会における再審査結果を決定する。
- ・作業部会は、再審査コメントをとりまとめ、作業部会主査から研究開発評価部会に報告し、研究開発評価部会は、作業部会のコメントを踏まえ、継続して実施するプロジェクト等の再審査結果を決定する。

4 再審査の基準

ベースとしては平成22年度公募要領の選定基準（別紙3）に沿って再審査を行うこととするが、以下の事項について重視する。

- ア 達成目標（ミッションステートメント）の達成の見込み
- イ 実証試験の見通し

5 再審査対象プロジェクト

別紙4を参照。

安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等実用化審査作業部会
委員の選定基準について

- (1) 審査を行った委員を可能な限り多数加えること
- (2) 再審査対象プロジェクトの提案者・参画者でないこと
- (3) 多様性を考慮した委員構成とすること（その際、性別、年齢、所属する大学・民間企業等の適切なバランスに配慮する）
- (4) 原則として、以下のいずれかに該当すること
 - ① 大学等の教育機関に属する者においては、博士の学位を有する教授又は准教授クラスの者
 - ② 研究機関及び民間企業に属する者においては、プロジェクトリーダー等のマネージャークラスの者
 - ③ 上記①及び②に掲げた者と同等以上の能力を有する者
- (5) 作業部会は10名程度で構成するものとし、その内訳は次のとおりとすること
 - ① 再審査する各テーマに関連する技術に詳しい専門家（6～7名程度）
 - ② 犯罪・テロ対策技術分野の装置全般やそれらの運用状況等に詳しい専門家（2～3名程度）
 - ③ 民間企業のマネジメント又は技術開発の経験を有する者（1～2名程度）

安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等実用化審査作業部会
利益相反の範囲について

(1) 作業部会の委員が以下のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトの再審査に参画することはできないものとする。

- ① プロジェクトの実施者（研究代表者等）と同一の機関*に所属する者
- ② プロジェクトの実施者（研究代表者等）と親族関係にある者
- ③ プロジェクトの提案に向けた意思決定過程に、提案機関の関係者として関与した者
- ④ プロジェクトごとに設置する諮問委員会等の委員に就任している等、当該プロジェクトに関係のある者

* 「同一の機関」の範囲については以下のとおりとする。

- ・ 大学、大学共同利用機関にあっては、同一の学部・研究科・研究所
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人にあっては、同一の研究所（機関全体としての「研究所」ではなく、機関内の組織として位置付けられる「研究所」をいう）、研究部門
- ・ 国立試験研究機関、その他の機関にあっては、同一の機関（民間企業においては、同一の企業）

[ただし、プロジェクトの実施者（研究代表者等）が機関の長である場合には、当該機関に所属している者全てが該当する。]

(2) また、作業部会の委員は、利害関係を有すると自ら判断する場合には、当該プロジェクトの再審査に参画しないものとする。

(3) この他、利害関係者に相当するかが明らかでない場合は、作業部会において協議し、判断することとする。

平成22年度公募要領に記載した選定基準

(実施プロジェクトの選定に係る評価項目及び審査基準)

選定に係る審査項目は以下のとおりとする。本プログラムは現場ニーズに基づき、実用化を主眼としているため、※印の4項目を特に重視して審査する。

(1) 技術開発目標の妥当性

- ・実現を目指す装置等の具体性：開発する装置等が具体的かつ定量的に示されていること
- ・実現を目指す装置等の妥当性※：実現を目指す装置等の仕様が平成22年度公募要領において設定したテーマに合致し、要求仕様を満足していること

(2) 技術開発内容の妥当性

- ・開発要素の妥当性※：開発する装置等の実現に向けて適切な開発要素の明確化ができていること
- ・開発要素の実現性※：個々の開発要素が、設定した目標を期間内に技術的に達成できる見通しのあること
- ・統合化の実現性※：個々の開発要素の統合化の考察が適切であること
- ・実用性：実用化に際して安全性、環境影響、個人情報保護の観点での問題がないこと。合理的なコスト、安定的な維持・運用に対する見込みがあること。
- ・技術開発の水準比較：国内外の競合技術との比較に基づいて研究開発の必要性を証明できていること

(3) 技術開発計画の妥当性

- ・スケジュールの妥当性：研究スケジュールが目標を達成するに当たって妥当であること
- ・経費配分の妥当性：所要経費とその内訳が目標を達成するに当たって妥当であること
- ・評価実証に対する考慮：性能評価・実証試験に関して十分に考慮されていること

(4) 実施体制の妥当性

- ・研究代表者の適性：研究代表者の適性が十分であること。また、研究代表者が途中で交代することを前提としていないこと。
- ・実施機関の能力の妥当性：対象とするテーマに関して優れた研究実績を有しているか、あるいは十分な実施能力があること
- ・研究推進体制の妥当性：責任機関、参画機関、協力機関の役割が明確であり、かつ各機関が連携し、一体的な取組が行われる体制であること
- ・事業化に対する考慮：研究成果を実用化に結びつけるために、製造事業者等の必要な機関が参加しており、実施期間終了後についても取組の継続性を確保し得る体制となっていること（終了後に事業化を想定した資金計画があることが望ましい）

平成24年度再審査対象となるプロジェクト

<平成22年度採択プロジェクト（責任機関・研究代表者）>

テーマ	テーマ名	プロジェクト名	責任機関	研究代表者
1	爆発物・危険物検知装置の開発	自動サンプリング式トレース検出システム	株式会社日立製作所	坂入実
		ミリ波パッシブイメージング装置の開発と実用化	東北大学	澤谷邦男
3	核物質探知装置の開発	ガンマ線による核物質非破壊検知システム	京都大学	大垣英明
4	ポータブル違法薬物検知装置の開発	薬物検知用オンサイト質量分析計の開発	科学警察研究所	井上博之
6	化学剤現場検知システムの開発	化学剤の網羅的迅速検知システムの開発	科学警察研究所	瀬戸康雄
7-(1) (2)	化学剤遠隔検知システムの開発	中赤外電子波長可変レーザーによる遠隔検知	独立行政法人理化学研究所	和田智之
8-(2)	人物画像解析システムの開発	人物映像解析による犯罪捜査支援システム	大阪大学	八木康史
		環境適応型で実用的な人物照合システム	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社	労世紅
9-(1) (2)	化学防護服の改良	陽圧式化学防護服の軽量化等	株式会社重松製作所	稲井巡

(参考事項)

<平成22年度公募要領（抜粋）>

(テーマ1) 爆発物・危険物検知装置の開発

空港等の保安検査場・搭乗ゲート等において、衣服・手荷物等に隠匿された爆発物・危険物を検知することを目的とする装置を開発する。

開発する検知装置は、空港の保安検査場等に新規機器の設置余地が少ないことに対応するために、既設の機器（空港の保安検査場においては金属探知機又はX線検査装置、搭乗ゲートにおいては、自動改札機器）への組み込みによる一体化、あるいは併設による実質的な一体化が求められる。ゲート型機器については複数のゲートが並列に設置できることが求められる。

検知装置の大きさは上記設置条件を満たすことが求められるため、小型化は主要な開発要素の一つと想定される。

検知の対象物質には軍用・産業用爆発物（TNT、RDX、ANFO、ダイナマイト等）、手製爆発物（TATP、HMTD等）を可能な限り網羅的に含むことが求められ、物質の同定ができることが望ましい。

検知装置の感度は検出下限が少なくとも $10\mu\text{g}$ /立方メートル以下であることが求められる（ガス検出の場合）。

検知装置の処理速度（データ処理までを含む）は、既設の機器のスループットを大きく下げないものであることが求められる。

なお、X線を用いた装置は本テーマの対象外とする。

(テーマ3) 核物質探知装置の開発

海外から搬入、又は日本を經由して諸外国に搬出される貨物・手荷物などに隠された核物質を、非開封、非破壊で探知する装置を開発する。

対象物はコンテナ貨物、輸送トラック、航空機の受託手荷物などである。

装置の設置場所は港湾、空港、核物質保管施設の出入口である。

据え置き型と可搬型とが考えられる。いずれか一方でもよい。

探知する核物質は、核テロに使用が懸念されるウラン、プルトニウムである。

遮蔽材を用いて隠匿されている核物質の検知ができることが求められる。
核物質の探知技術にはDDT (Differential Die-Away) 法、光核反応を利用する方法、核共鳴蛍光を利用する方法などが想定されるが、これらに限定するものではない。
同時にダーティーボムなどRテロに使用が懸念される放射性物質（コバルト等）をも探知できれば望ましい。

（テーマ4）ポータブル違法薬物検知装置の開発

現場で使用可能な、簡便、迅速、かつ証明能力の高い違法薬物検知装置を開発する。
装置には可搬性が求められる。重量は望ましくは30kg以下で、一人で運ぶことが求められる。特に、船舶等の狭隘な空間への持ち込みが可能であることが求められる。
操作性については、使用者に特別な訓練や資格を必要としない簡便さが求められる。
検査対象物質は違法薬物全般を網羅していることが望ましく、特に覚せい剤、大麻、コカイン・あへん等の麻薬、及びMDMA等の合成麻薬を含むことが求められる。
想定する試料は粉末及び尿であり、必要に応じて前処理機能を具備すること。
検出限界は尿中薬物の場合、0.1ppm以下であることが望ましい。
検査時間は一検体あたり5分以下であることが望ましい。
分析結果には、物質名の同定、及び定量性が求められる。
検知技術には質量分析が想定されるが、これに限定するものではない。

（テーマ6）化学剤現場検知システムの開発

化学剤が散布されたテロ現場で用いる現場検知が可能な簡易型化学剤検出装置を開発する。
装置には可搬性が求められる。
検査対象物質は以下のとおりである。
神経ガス（タブン、サリン、ソマン、VXガス等）、びらん剤（マスタードガス、ルイサイト等）、血液剤（青酸ガス、シアン化塩素等）、窒息剤（塩素ガス、ホスゲン等）、くしゃみ剤（ジフェニルクロロアルシン、ジフェニルシアノアルシン等）、催涙剤（トウガラシスプレー、CSガス等）。
上記物質に対して可能な限り網羅的に検出ができることが望まれる。
検出限界は致死量の1/1000以下であることが望ましい。
検知の際には、化学剤名の同定が求められ、物質名の同定までできることが望ましい。また、定量性があることが望ましい。
検査時間は30秒以内であることが望ましい。
誤判定率1%以下であることが望ましい。

（テーマ7）化学剤遠隔検知システムの開発

大気中の化学剤の存在を遠方から赤外光を用いてアクティブに検知し、汚染地域のゾーニングを行うことを目的とする、光源及び検出システムから構成される装置を開発する。
装置の使用形態は手持ち、又は、車、ロボット、ヘリコプターへの搭載を想定する。測定対象領域までの距離に応じて以下の2区分を設定する。
（1）対象領域までの距離が100メートル以内
（2）同100メートル以上
光源は赤外線領域の波長可変のレーザが想定され、中赤外域が必須であり、遠赤外域も出力できることが望ましい。
検出対象の化学剤については、神経ガス（タブン、サリン、ソマン、VXガス等）、びらん剤（マスタードガス、ルイサイト等）、血液剤（青酸ガス、シアン化塩素等）、窒息剤（塩素ガス、ホスゲン等）等とする。
上記物質に対して可能な限り網羅的に検出ができることが望まれる。
検出限界は致死量の1/100以下であることが望ましい。
検知時間はリアルタイムであることが望ましい。

（テーマ8）人物画像解析システムの開発

犯罪捜査等を目的とし、任意の人物画像（顔画像等）の検索のための以下のシステムを開発する。
（2）任意の人物画像（顔画像等）を、防犯カメラ等様々な条件下で撮影された画像（静止画像又は動画、事前にデータベース化されたものを含む）に対して検索を行うためのシステム
いずれの画像の撮影条件も一定ではなく、静止画の他、動画を含み、かつ、カラー、モノクロを

問わない。可能な限り多様な撮影条件へ対応できることが望ましく、特に夜間撮影画像や、鮮明度が低い画像、上下左右の様々な角度から撮影された画像への対応が求められる。また、目視では比較的難しいとされる外国人見分け（外国人が同一人物であるかどうかの判別）が求められる。さらに、経年変化への対応（例：50歳の人の顔を20歳時の画像と照合できること）も望まれる。

上記の検索を高速に（望ましくは1000万件／秒以上）行うために、過去に取得した防犯カメラ等の画像（静止画及び動画）から検索に必要な顔画像等の情報を自動的に取得し、任意で設定したサイズに加工してデータベース化を行う機能等が求められる。

具体的な使用方法として、あらかじめ登録された人物画像を、空港等に設置している防犯カメラで時々刻々得られる画像に対して、リアルタイムに検索（照合）する機能が求められる。照合の結果が一致の際には、関係者への自動通報等の2次的機能の起動ができることが望ましい。

また、複数の防犯カメラの画像から、同一人物の行動の経路を分析する機能が求められる。隣接した防犯カメラで得られた画像に対する効率的な検索のための方法が提案に含まれることが望ましい。

さらに、検索の結果について、同一人性（類似性）をパーセンテージ等で表示でき、かつ、そのパーセンテージ等の高い順に検索対象の画像を表示（例：任意で設定した数の画像を同時表示したり、任意で設定したパーセンテージ以上の画像を選択表示）できる機能が求められる。

（テーマ9）化学防護服の改良

化学・生物テロ対処用の陽圧式化学防護服装備について、軽量化、作業可能時間の延長、及び狭隘な空間での作業性の向上を目的として開発を行う。

軽量化に関しては防護服本体、空気呼吸器装備の合計重量の軽減を図る。特に防護服材料、空気ポンベの軽量化が望まれる。

作業可能時間の延長に関しては、脱着性の向上及び空気供給量の増加を図る。

狭隘な空間での作業性の向上については、船舶内等での作業を想定する。

以上の要件を（1）とする。以上に加え、船舶又は岸壁からの海中転落を想定し、海面で浮力を確保できる機能を具備したものを（2）とする。浮力確保については付加的装備でも可とする。

開発する防護服は、化学防護服についての規格を定めたJIS T8115:2005に適合することが求められる。

科学技術振興調整費による実施プロジェクト等の評価の実施について

平成 24 年 7 月 5 日
 科学技術・学術審議会
 研究計画・評価分科会
 研究開発評価部会

1. 評価対象・評価項目

科学技術振興調整費による実施プログラムのうち、科学技術人材育成費補助金に移行したプログラムについては、昨年度から総合科学技術会議のプログラム評価の対象外となった。そこで、平成 24 年度は、以下のプログラムで実施されたプロジェクトについて、プログラムごとに定める評価項目に従って中間又は事後評価を実施するとともに、プログラム全体について評価する。(評価対象一覧、プロジェクト評価項目及び評価の視点、プログラムの目的及び評価基準はそれぞれ別添 1、別添 2、別添 3 のとおり。)

- | | |
|--|--|
| | (本年度の評価プログラム) <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手研究者の自立的な研究環境整備促進 ・ イノベーション創出若手研究人材養成 ・ 女性研究者支援モデル育成 ・ 女性研究者養成システム改革加速 |
|--|--|

2. 評価の実施体制

- (1) 平成 24 年度の中間及び事後評価の実施に当たっては、研究開発評価部会（以下「評価部会」という。）の定める「評価の実施について」に基づき、文部科学省より事務委託を受けている科学技術振興機構が、外部有識者からなる評価作業部会（以下「作業部会」という。）を設置・運営し、評価を実施する。
- (2) 作業部会の構成については、評価対象プログラムの取組内容や専門性、研究分野等を勘案し、下記のとおり、3 の評価作業部会を設置することとし、作業部会の構成員については別添 4 の基準により評価部会長が指名する。また、作業部会には、科学技術振興調整費（以下「調整費」という。）に係るプログラムオフィサー（以下「PO」という。）が「主査補佐」として参画し、作業部会主査の議事運営を補佐するとともに、これまでのプログラム管理等で得られた情報を含め、作業部会における必要な情報を提供する。

平成 24 年度に設置する作業部会と評価対象プログラム

評価作業部会	評価対象プログラム
(1) 若手研究者自立的な研究環境整備促進評価作業部会	・ 若手研究者自立的な研究環境整備促進

(2) イノベーション創出若手研究人材養成評価作業部会	・イノベーション創出若手研究人材養成
(3) 女性研究者支援システム改革評価作業部会	・女性研究者支援モデル育成 ・女性研究者養成システム改革加速

3. 評価の実施方法

中間及び事後評価の実施方法は、原則として以下の手順に従うものとする。

- (1) 被評価者は、実施プロジェクトによって得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、電子媒体にて事務局に提出する。この資料は評価に用いる資料として、事務局が評価作業部会委員等に送付する。
- (2) 事務局及びPOは、提出された成果報告書の確認を行い、必要があると判断した場合は、被評価者に対して成果報告書の修正を求めることができる。
- (3) POは、作業部会における評価の実施を支援する観点から、評価対象プロジェクトの成果報告書を分析し、必要があると判断した場合は、資料の追加・補完を求めることができる。
- (4) 主査補佐は、作業部会前に、当該作業部会委員に対し、評価方法やプログラム趣旨の事前説明に加え、成果報告書の不明点等の確認方法、メールレビューの位置づけ等について十分な説明を実施する。
- (5) 作業部会委員は、書面査読を行い、不明点等を事務局で回収する。回収した内容を作業部会主査・主査補佐で精査し、「事前確認事項扱い」及び「ヒアリング留意点扱い」に分類する。

例：実施内容のうち調整費で行われた範囲が不明確なプロジェクトについては、当該内容を明らかにする資料（申請時の技術レベルまたは人材育成費によって取り組んだ内容等）の提出を求める 等

- (6) 「事前確認事項扱い」となったものは、作業部会前までに被評価者に回答を求め、その回答を委員に送付する。また、「ヒアリング留意点扱い」となったものは、作業部会前に事務局から被評価者に伝達し、回答をプレゼンテーションに盛り込むことを依頼する。
- (7) 成果報告書の不明点等の内容の回収と合わせて、メールレビューの必要性の有無を情報収集し、作業部会主査・主査補佐で精査し、その結果に基づきメールレビューの要否を決定する。

メールレビューを依頼する知見者については、主査補佐が候補を取りまとめ、作業部会主査が決定する。

なお、メールレビュー委員の選定及びメールレビューの実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

イ 評価対象プロジェクトの参画者でないこと。

- ロ 4. (2) の利害関係者に該当する者でないこと。
- ハ POでないこと。
- ニ 当該作業部会の委員以外の者であること。

- (8) (7) によりメールレビューを行うこととなった場合には、作業部会前までにメールレビューを実施し、その結果を作業部会で主査補佐から説明を行う。
- (9) 作業部会の進行・取りまとめは作業部会主査が行い、当該業務を主査補佐が補佐する。また、主査補佐はプロジェクト管理等を行う中で得られた情報を作業部会に提供する等、作業部会における適切な審査に必要な情報を提供する。
- (10) 作業部会においては、以下の内容を主とする。
 - ① 評価の実施方法について確認を行う。
 - ② 成果報告書、「事前確認事項扱い」の事項の回答等を議論し、ヒアリングにより明らかにすべき点等を整理する。
 - ③ プロジェクトごとに被評価者からヒアリングを行い、評価をまとめる。
 - ④ これまでのプロジェクトごとの評価結果を踏まえて、プログラム全体の評価をまとめる。なお、必要に応じてプロジェクト実施機関に対し追加で資料をもとめることができることとする。
- (11) 作業部会は、評価結果報告書を取りまとめ、それを作業部会主査から評価部会に報告する。
- (12) 評価部会は、作業部会からの報告を踏まえ、評価結果を決定する。

4. 利害関係者の範囲

評価対象プロジェクトの利害関係者の範囲は、プログラムに応じて以下のとおりとする。

- (1) 評価対象プロジェクトに参加している者は、当該プロジェクトを評価する作業部会委員となることができない。
- (2) 研究開発評価部会委員、作業部会委員が以下のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトの評価を行うことはできない。
 - ① 実施機関と同一の機関等に所属する者
 - ② 被評価者(実施プロジェクトの代表者)と親族関係にある者
 - ③ 実施プロジェクトの研究運営委員会、評価委員会等の委員なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、当該プロジェクトの評価を行わない。
- (3) POに関する利害関係者の範囲については、作業部会委員に準ずるものとする。

- (4) この他、利害関係者に相当するかが明らかでない場合は、作業部会において協議し、判断することとする。

若手研究者の自立的な研究環境整備促進	
事後評価	新領域創成をめざす若手研究者育成特任制度
	先端学際プロジェクトによる若手人材の育成
	卓越した若手研究者の自立促進プログラム
	産学融合トップランナー発掘・養成システム
	北大基礎融合科学領域リーダー育成システム
	早稲田高等研究所テニユア・トラックプログラム
	地方総合大学における若手人材育成戦略
	次代を担う若手大学人育成イニシアティブ
	挑戦する研究力と組織力を備えた若手育成
	先端領域若手研究者グローバル人材育成
	ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点
挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革	
中間評価	若手先端科学研究者の研究環境改革
	国際サステナブル科学リーダー育成システム
	イノベティブマリンテクノロジー研究者育成
	生命科学の新分野創造若手育成プログラム
	富山発先端ライフサイエンス若手育成拠点
国際的研究者を育て得るメンター研究者養成	

イノベーション創出若手研究人材養成	
中間評価	生命科学イノベーション創出リーダー養成
	グローバルヘルス政策人材養成講座
	産学連携コーオプ型高度人材育成プログラム
	産業牽引型イノベーション創出若手人材育成
	産学連携による博士人材のキャリア形成教育プログラム
	イノベータ養成のためのサンドイッチ教育

女性研究者支援モデル育成	
事後評価	大学間連携と女性研究者支援 in 秋田
	元気な農と食を支える女性研究者支援モデル
	持続可能な女性研究者支援、筑波大スタイル
	双方向キャリア形成プログラム農環研モデル
	三世代サポート型佐大女性研究者支援
	おもやいキャンパスサポート～長大モデル～
	生命（いのち）の科学で未来をつなぐ女性研究者への継続的支援モデル
	工学系イノベーションの男女共同参画モデル
	山形ワークライフバランス・イノベーション
	先端科学技術を担う女性研究者の育成
	グローバル社会に対応する女性研究者支援
学都・岡大発 女性研究者が育つ進化プラン	

女性研究者養成システム改革加速	
中間評価	レボリューション！女性教員養成神戸スタイル
	名古屋大学方式 女性研究者採用加速・育成プログラム
	理系女性教員キャリア支援プログラム
	広大システム改革による女性研究者活躍促進
	バッファリングによる女性研究者養成の加速
	知の頂点に向かって加速！東大プラン
	伝統と改革が創る次世代女性研究者養成拠点

評価項目及び評価基準
若手研究者の自立的な研究環境整備促進(H24中間評価)

評価項目		評価基準	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である		
I. 国際公募・選考・業績評価	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	養成する人材	<input type="checkbox"/> 世界的研究拠点の形成を目指す目標が設定され、どのような分野で、どのような人材を、どのように養成するのが明確になっているか。 <input type="checkbox"/> 策定した国際公募・選考(審査)基準は、外国人研究者が応募しやすい配慮がなされているか。 <input type="checkbox"/> 国際公募に時間をかける等、多様かつ優れた人材を採用するために適切な公募の内容になっているか。 <input type="checkbox"/> 公募審査及びテニユア審査の手順や基準が既に策定されており、公募時に若手研究者に明示されていたか。 <input type="checkbox"/> 設定した女性研究者や外国人研究者の採用目標を達成しているか、もしくは、達成する見込があるか。 <input type="checkbox"/> 若手研究者を採用するにあたって、自機関出身者(直前に自機関に所属していた者)比率が過度に高くなりすぎないような特段の配慮がなされているか(50%以上は認めない。より低い方が望ましい)。 <input type="checkbox"/> 若手研究者の選考・採用に当たって、外国人などの実施機関外の第三者を関与させるなど客観的・透明に行われているか。
		国際公募・選考	<input type="checkbox"/> 策定した採用後の若手研究者の業績評価基準は、適切な内容になっているか。 <input type="checkbox"/> 業績評価に当たっては、適正な審査員による客観的・透明な評価プロセスとなっているか。 <input type="checkbox"/> 若手研究者の業績評価は、機関が設定する業績評価基準に基づき、適正に行われたか。 <input type="checkbox"/> 適切な養成目標の設定のもと、若手研究者へ評価結果などをフィードバックを行うなど、人材養成プログラムの主旨に沿って実施しているか。
II. 人材養成システム改革(上記I以外の制度設計に基づく実施内容・実績)	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	制度設計	<input type="checkbox"/> 人事制度の改革や、必要となる研究組織の改革を積極的に行うことなど、導入するテニユア・トラック制の制度設計が十分に行われているか。 <input type="checkbox"/> 採用する若手研究者総数に対して十分なテニユアポストが用意されているか。 <input type="checkbox"/> 採用された若手研究者の職名(呼称)が、一般的な特任職と明確に区別された名称とするなど適切な制度設計となっているか。
		自立性	<input type="checkbox"/> 若手研究者の独立性が確保されているか(若手研究者が自立して研究するための研究資金、研究スペース、人的支援(ex. 研究補助者、技術補助者、事務補助者)等の十分な提供が行われているか)。 <input type="checkbox"/> テニユア取得のための指導・助言を行う教員(メンター、アドバイザー等)を配置する場合には、若手研究者の研究等の自立性を確保することに留意しているか。
III. 人材養成システム改革(上記I以外の制度設計に対するマネジメント)	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	人材輩出	<input type="checkbox"/> 優れた研究者による活力ある研究環境の形成を指向するものであるか(実施期間終了後に世界第一線級の研究者が輩出できる見込みはあるか)。 <input type="checkbox"/> 若手研究者が国際的に活躍するための仕組みが確立され、また、研究成果等に関する海外への発信力の強化が行われているか。
		テニユア審査	<input type="checkbox"/> テニユア審査基準を策定し、若手研究者へはテニユア審査に向けての目標を具体的に示しているか(テニユア中間評価を実施する場合も、テニユア審査に準ずる)。 <input type="checkbox"/> 外国人などの実施機関外の第三者を関与させて評価する体制となっているか。 <input type="checkbox"/> 実施機関におけるより安定的な職を獲得できなかった若手研究者に対する支援体制を具体的に整備しているか。
IV. 今後の進め方	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	人材流動性	<input type="checkbox"/> 安定的な職位について後も、人材の流動性を活性化するための仕組み(再任可能な任期制、再審査制など)になっているか
		改革の構想・PDCAサイクル	<input type="checkbox"/> 人材養成システム改革の構想の方向性が示されているか <input type="checkbox"/> 実施過程で計画に対する評価を適切に行い、必要な対策を具体的に講じるなど、構築している人材養成システム改革に対してPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルが機能しているか。 <input type="checkbox"/> 可能な限り定量的な目標が記述されたミッションステートメントを、中間時(3年目)及び終了時(5年目)に達成するために適切なマネジメントがおこなわれているか。 <input type="checkbox"/> 単なる若手研究者の雇用策、研究費の支援になっていないか。組織内に画一的に研究費を配分していないか。
IV. 今後の進め方	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	波及効果	<input type="checkbox"/> 提案された人材養成システム改革が他の研究機関における人材養成システム改革のモデルとなるような先導的なものであり、波及効果が期待できるか。 <input type="checkbox"/> 人材養成システム改革のモデルとして機関内外へ情報発信は十分に行われているか。
		総括責任者	<input type="checkbox"/> 総括責任者は、人材養成システム改革構想実現のために必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮しているか。 <input type="checkbox"/> 総括責任者の指揮の下に、研究部門のみでなく、管理部門、研究支援部門等が機関・組織全体として十分に機能しているか。
IV. 今後の進め方	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	資金計画	<input type="checkbox"/> 人材養成システム改革構想を実現する上で適切な資金計画(補助金による取組だけでなく自主的な取組も含む)となっているか。 <input type="checkbox"/> 人材養成システム改革構想全体の中で補助金が有効に活用されているか。
		実施期間終了までの進め方	<input type="checkbox"/> 計画期間において、当初の目標の達成が見込まれるか。 <input type="checkbox"/> 実施期間終了時において、構築した人材養成システムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が明確に示され、継続性が担保できるか。 <input type="checkbox"/> 実施期間終了後についても、提案機関が責任を持って、取組の継続性を確保し得る体制が示されているか。 <input type="checkbox"/> 実施期間終了後に継続的に自立して運営することを想定した実現可能な規模の資金計画があるか。 <input type="checkbox"/> 実施期間終了後の継続性について、機関の長のコミットメントがあるか。

評価項目及び評価基準

若手研究者の自立的な研究環境整備促進(H24事後評価)

評価項目		評価基準	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="checkbox"/> 所期の計画に沿って目標を達成したか <input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対応して、所期の目標の適切な見直し等、柔軟に対処できていたか <input type="checkbox"/> 実施過程で計画に対する進捗状況の検証を適切に行い、必要に応じて軌道修正を行なったか
II. 国際公募・選考・業績評価	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	国際公募・選考	<input type="checkbox"/> 世界的研究拠点を形成するために、どのような分野で、どのような人材をどのように育成するのが明確になっていたか <input type="checkbox"/> 策定した国際公募・選考(審査)基準は、多様かつ優れた人材を採用するために適切な内容になっていたか <input type="checkbox"/> 実際の若手研究者の選考・採用は、上記の国際公募・選考(審査)基準および選抜プロセスに基づき、適正であったか
		業績評価	<input type="checkbox"/> 策定した採用後の若手研究者の業績評価基準は、適切な内容になっていたか <input type="checkbox"/> 業績評価に当たっては、適正な審査員による客観的・透明な評価プロセスとなっていたか <input type="checkbox"/> 実際の若手研究者の業績評価は、上記の業績評価基準に基づき、適正であったか <input type="checkbox"/> 適切な育成目標の設定、若手研究者へのフィードバックを行うなど、人材養成プログラムの主旨に沿って実施していたか
III. 人材養成システム改革(上記II以外の制度設計に基づく実施内容・実績)	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	テニユア審査	<input type="checkbox"/> 人事制度の改革や、必要となる研究組織の改革を積極的に進めることなど、導入するテニユア・トラック制の制度設計が十分に行われたか <input type="checkbox"/> 若手研究者の独立性が確保されていたか(若手研究者が自立して研究するための研究資金、研究スペース、人的支援(ex.研究補助者、技術補助者、事務補助者)等の十分な提供が行われていたか) <input type="checkbox"/> 優れた研究者による活力ある研究環境の形成を指向するものであったか(実施期間終了後に世界第一線級の研究者を輩出できたか) <input type="checkbox"/> 若手研究者へテニユア審査に向けての目標・評価指標を適切な時期に示していたか(テニユア中間評価を実施する場合も、テニユア審査に準じる) <input type="checkbox"/> 明確な基準により評価を行い、任期終了後に若手研究者をテニユア・ポストへ着任させるといったキャリアパスを用意していたか <input type="checkbox"/> 安定的な職位についた後も、人材の流動性を活性化するための仕組み(再任可能な任期制、再審制など)になっていたか
IV. 人材養成システム改革(上記II以外の制度設計に対するマネジメント)	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	改革の構想・PDCAサイクル	<input type="checkbox"/> 目指す人材養成システム改革の構想が明確であったか <input type="checkbox"/> 実施過程で計画に対する評価を適切に行い、具体的に必要な対策を講じるなど、構築している人材養成システム改革に対してPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルが機能していたか <input type="checkbox"/> 単なる若手研究者の雇用策、研究費の支援となっていなかったか。組織内に適切に研究費を配分したか
		波及効果	<input type="checkbox"/> 構築された人材養成システム改革が他の研究機関における人材養成システム改革のモデルとなるような先導的なものであり、波及効果が期待できるか <input type="checkbox"/> 人材養成システム改革のモデルとして機関内外へ情報発信は十分に行われたか
		総括責任者	<input type="checkbox"/> 総括責任者は、人材養成システム改革構想実現のために必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮したか <input type="checkbox"/> 総括責任者の指揮の下に、研究部門のみでなく、管理部門、研究支援部門等が機関・組織全体として十分に機能したか
		資金計画	<input type="checkbox"/> 人材養成システム改革構想を実現する上で適切な資金計画(科学技術振興調整費または科学技術人材育成費補助金による取組だけでなく自主的な取組も含む。)となっていたか <input type="checkbox"/> 人材養成システム改革構想全体の中で科学技術振興調整費または科学技術人材育成費補助金が有効に活用されたか <input type="checkbox"/> テニユアトラック制で採用した若手研究者の研究費(人件費を含む)について、獲得する他の競争的資金の見通しを踏まえつつ、運営費交付金等の充当を含め、適切に措置されたか
V. 実施期間終了後における取組	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="checkbox"/> 実施期間終了後、構築した人材養成システムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が明確に示され、継続性が担保できているか <input type="checkbox"/> 資金計画は実施期間終了後の継続性を捉えたものとなっているか <input type="checkbox"/> 実施期間終了後についても取組の継続性を確保し得る体制となっているか。特に、機関の長のコミットメントがあるか
VI. 中間評価の反映	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	中間評価報告書への対応	<input type="checkbox"/> 中間評価で指摘された事項がその後の計画において適切に反映されていたか

評価項目及び評価基準
イノベーション創出若手研究人材養成（中間評価）

評価項目		評価基準	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である		
I. 進捗状況	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="radio"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って、イノベーション人材養成システムの構築などの取組が順調に進捗しているか
			<input type="radio"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか
			<input type="radio"/> 所期の養成目標人数を達成しているか
II. イノベーション人材養成システム改革状況	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	システム改革効果	<input type="radio"/> 構築したイノベーション人材養成システムは、組織として若手研究人材のキャリアパスの多様化取り組み、イノベーション創出に資する意欲的な若手研究人材を養成するシステムとなっているか
			<input type="radio"/> 企業等に対して、人材養成への積極的な参画を促すシステムを構築できているか
			<input type="radio"/> 機関が実施する取組内容が、若手研究人材、実施機関、企業等に対して、意識改革を促す仕組みとなっているか
			<input type="radio"/> 構築したシステムは、機関全体の教育研究システムへ組み込まれるなど、適切に位置づけられたものとなっているか
		波及効果	<input type="radio"/> 目指す人材養成システム改革の構想が明確であるか。また、実施過程で計画に対する評価を適切に行い、具体的に必要な対策を講じるなど、構築している人材養成システム改革に対してPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルが機能しているか
			<input type="radio"/> 構築されたイノベーション人材養成システムは他機関（大学、研究所等）に波及し得る先導的なものであるか
III. 実践プログラムの開発・運用状況	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	妥当性	<input type="radio"/> 実践プログラムは、イノベーション人材養成システムの目的に沿って、若手研究人材の多様な養成が可能な内容となっており、成果をあげているか
			<input type="radio"/> 企業等と連携して、実践プログラムを開発・運用できているか
		効率性	<input type="radio"/> 意欲と多様な能力を持った若手研究人材が積極的に参加できるよう、若手研究人材の公募・選抜は適切に行われているか
			<input type="radio"/> イノベーション人材養成システム構想全体の中で、自主的な取組が含まれた資金計画とプログラム内容になっているか
IV. 実施体制	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	妥当性	<input type="radio"/> イノベーション人材養成システム構想全体の中で、本補助金が有効に活用されているか
			<input type="radio"/> 構築されたセンターは、人材の選抜、実践プログラム等の管理・運営を適切に行っているか
			<input type="radio"/> 実施部門のみでなく、管理部門、研究支援部門等を含めた全学的な実施体制を構築できたか
			<input type="radio"/> 他機関との連携などにより、地域、あるいは研究分野などにおける中核的な養成機関としての役割を果たしているか
V. 今後の進め方	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	実施期間終了までの進め方	<input type="radio"/> 4. 5年目における計画は、実施機関の現状に鑑みて、実施期間終了時における人材養成システム改革の内容と、改革により生み出される成果の所期目標を達成できる妥当なものとなっているか
		実施期間終了後における取組の継続性・発展性	<input type="radio"/> 実施期間終了後に取組の継続性・発展性を確保し得る体制・資金計画となっているか
			<input type="radio"/> 取組の継続性を確保するため機関・組織の長のコミットメントは十分に期待できるか

評価項目及び評価基準
女性研究者支援モデル育成(事後評価)

評価項目		評価基準	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている		<input type="radio"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って目標を達成したか所
			<input type="radio"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対応して、所期の目標を適切に見直す等、柔軟に対処したか
			<input type="radio"/> 採択時のコメントに対し適切に対応したか
II. 取組の内容	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	妥当性	<input type="radio"/> 取組は女性研究者のニーズを踏まえた具体的なものであったか
			<input type="radio"/> 出産・育児・介護と研究を両立するための研究環境の整備や意識改革などシステム改革は適切になされたか
		効率性	<input type="radio"/> 取組結果の評価や評価結果を踏まえた改善は適切に行われたか
			<input type="radio"/> 資金規模と取組内容のバランスは取れていたか
III. システム改革の成果	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	成果	<input type="radio"/> 女性研究者の裾野の拡大に有効な取組であったか
			<input type="radio"/> 研究環境の改善により将来的な女性研究者の増加が期待できるか
		波及効果	<input type="radio"/> 取組は他の研究機関に波及し得る先導的なモデルとなるものであったか
			<input type="radio"/> 情報発信は適切になされたか
IV. 実施体制	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である		<input type="radio"/> 全学的な実施体制の下に取組を行ったか
			<input type="radio"/> 機関の長のコミットメントは十分であったか
V. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない		<input type="radio"/> 実施期間終了後に取組の継続性を確保し得る体制・資金計画となっているか
			<input type="radio"/> システム改革の成果を継続・発展させる方針を機関として明確に示すとともに機関の長としてのコミットメントは十分に期待できるか

評価項目及び評価基準
女性研究者養成システム改革加速(中間評価)

評価項目		評価基準		
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である			
I. 進捗状況	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている		<input type="checkbox"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか <input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか	
II. 取組の内容	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	妥当性	<input type="checkbox"/> 採用、養成計画は、機関の状況を勘案した適切、具体的な設計となっているか <input type="checkbox"/> 真に優秀な女性研究者を公正に選抜できるような採用方法となっているか <input type="checkbox"/> 女性研究者のニーズを踏まえた研究・教育能力の養成内容となっているか	
			効率性	<input type="checkbox"/> 取組結果の評価や評価結果を踏まえた改善は適切に行われているか <input type="checkbox"/> 自主的な取組を含んだ内容、資金計画となっているか <input type="checkbox"/> 資金規模と取組内容のバランスは取れているか
III. システム改革	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	成果	<input type="checkbox"/> 理学系・工学系・農学系の分野において、優れた女性研究者の研究業績に見合う処遇での採用、登用及び養成を加速するシステムが構築できているか <input type="checkbox"/> システム改革の成果により将来的な女性研究者の増加が見込めるか <input type="checkbox"/> 女性研究者の採用、登用により人材の多様化、男女共同参画意識の醸成等を促進し総合的システム改革を行っているか	
			波及効果	<input type="checkbox"/> 構築されたシステムは他機関に波及し得る先導的なものであるか <input type="checkbox"/> 他機関への情報発信は適切に行われているか
IV. 実施体制	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である		<input type="checkbox"/> システム改革を行うにあたり全学的な実施体制を構築しているか <input type="checkbox"/> 機関の長のリーダーシップは十分であるか	
V. 今後の進め方	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	実施期間終了まで	<input type="checkbox"/> 4、5年目における計画により実施期間終了時の目標が達成できるか	
		実施期間終了後	<input type="checkbox"/> 取組の継続性・発展性を確保し得る体制・資金計画となっているか <input type="checkbox"/> システム改革の成果を継続・発展させる方針を機関として明確に示すとともに機関の長としてのコミットメントは十分に期待できるか	

プログラムの目的及び評価基準

プログラム名	プログラムの目的	評価基準
若手研究者の自立的な研究環境の整備促進	若手研究者が自立して能力を発揮できるほか、優れた人材を育成し活躍できる環境としてテニュアトラック制を整備すること。	テニュアトラック制が構築されているか
		公平・透明な公募・審査システムが構築されているか
		自立的な研究環境・育成体制が構築されているか
		優秀な若手研究者が育成されているか
イノベーション創出若手研究人材養成	イノベーション創出の中核となる若手研究人材が国内外の多様な場で創造的な能力を生み出す能力を身につけるための環境を整備すること。	実践プログラムが構築されているか
		若手研究人材によるイノベーション創出がなされているか
		関係企業への波及効果は生じているか
女性研究者支援モデル育成	女性研究者を増加させ、その能力を発揮する環境を整備すること。	女性研究者の活躍を促進するためのシステムは構築されているか
		機関における女性研究者は増加しているか
		女子の博士課程進学率に上昇傾向は見られたか
女性研究者養成システム改革加速	特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理・工・農系の研究を行う優れた女性研究者の採用・養成を加速すること。	女性研究者採用・養成システムは構築されているか
		優秀な女性研究者が育成されているか
		機関における女性研究者は増加しているか

評価作業部会委員の選定基準について

0. 共通基準

- (1) 審査や中間評価を行った委員を可能な限り多数加えること
- (2) 評価対象プロジェクトの研究代表者・参画者でないこと
- (3) 多様性を考慮した委員構成とすること（その際、性別、年齢、所属する大学等の適切なバランスに配慮する）
- (4) 大学等の教育機関に属する者においては、原則として博士の学位を有する教授または准教授クラスであること
- (5) 研究機関および民間企業に属する者においては、プロジェクトリーダー等のマネージャークラスの者、あるいは、上記（4）の者と同等以上の能力を有する者であること

1. 人材育成関連作業部会委員の基準

- (1) 大学を含む学術・研究機関又は民間企業等において人材育成に関する十分な経験又は見識があること
- (2) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

2. メールレビューアー

上記の他、評価プロジェクトの内容に応じて、当該分野の専門家によるメールレビューを実施する。

【各作業部会の評価に必要とする諸分野・要件】

(1) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進評価作業部会

- ・ 科学技術政策、医学、自然科学一般、教育学等の分野に係る専門的知見を有すること。
- ・ 大学を含む学術・研究機関又は民間企業等において、人材育成、人材開発又は組織改革に携わった経験があること。

(2) イノベーション創出若手研究人材養成評価作業部会

- ・ 科学技術政策、医学、自然科学一般の分野に係る専門的知見を有すること。
- ・ 大学を含む学術・研究機関又は民間企業等において、人材育成、人材開発又は組織改革に携わった経験があること。

(3) 女性研究者支援システム改革評価作業部会

- ・ 科学技術政策、男女共同参画、ジェンダー学等の分野に係る専門的知見を有すること。
- ・ 大学を含む学術・研究機関又は、民間企業等において、人材育成、人事労務、男女共同参画等に携わった経験があること。

科学技術振興調整費による
実施プロジェクト等の評価のスケジュール（予定）

- 7月5日 ○研究開発評価部会
- ・ 評価の実施方法等について決定
- 9月下旬
～10月下旬 ○評価作業部会における評価の実施
- ・ ヒアリングの実施
 - ・ 評価結果のとりまとめ
- 11月下旬
～12月上旬 ○研究開発評価部会
- ・ 評価作業部会主査から作業部会ごとの評価結果の報告
 - ・ 評価結果の決定
- 12月上旬頃 ○必要に応じて総合科学技術会議へ評価結果の報告
- 評価結果の公表・通知